

審査事務規程の一部改正について（第39次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗用車等の座席の衝突等により衝撃を受けた場合における、乗車人員の保護性能に係る基準について、ダミーを搭載した動的試験の導入及び静的試験の要件を強化します。
[7-42]
 - 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車等を除く）の、感電防止装置に係る基準について、冠水走行等の水に対する絶縁保護要件等を追加、前面及び側面衝突試験時の要件を強化します。[7-26]
- ② 審査継続となる場合の明確化について
 - 審査継続となる場合の取扱いの範囲について明確化します。[4-7-3]
- ③ OBD検査について
 - OBD検査に係る対象車等である旨の通知方法について規定します。[5-3-15]
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年6月9日国土交通省令第40号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号）

3. 施行日

令和3年8月31日

新 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			旧 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次(略)			目次(略)		
第1章 総則			第1章 総則		
1-1~1-2(略)			1-1~1-2(略)		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
え	(略)	(略)	え	(略)	(略)
	エンクロージヤ	<u>内部ユニットを収納し、あらゆる直接接触に対して保護を与える部品をいう。</u> ただし、UN R100-02以前の基準が適用される自動車については、あらゆる方向からの接触に対して、内部の機器を包み込み保護するために設けられた部分をいう。		エンクロージヤ	あらゆる方向からの接触に対して、内部の機器を包み込み保護するために設けられた部分をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
か	(略)	(略)	か	(略)	(略)
	活電部	<u>通常の運転条件下で電圧が印加される導電部をいう。</u> ただし、UN R100-02以前の基準が適用される自動車については、通常の使用時に通電することを目的とした導電性の部分をいう。		活電部	通常の使用時に通電することを目的とした導電性の部分をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
こ	(略)	(略)	こ	(略)	(略)
	高電圧	<u>直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V(実効値)を超え1,000V(実効値)以下の作動電圧をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	固体の絶縁体	<u>高電圧活電部を覆って直接接触を防止するために設けられた配線ハーネスの絶縁被覆をいう。</u> ただし、UN R100-02以前の基準が適用される自動車については、活電部へのあらゆる方向からの人体の接触に対して、活電部を覆い保護するために設けられたワイヤハーネスの絶縁被覆、コネクタの活電部を絶縁するためのカバー又は絶縁を目的としたワニス若しくは塗料をいう。		固体の絶縁体	活電部へのあらゆる方向からの人体の接触に対して、活電部を覆い保護するために設けられたワイヤハーネスの絶縁被覆、コネクタの活電部を絶縁するためのカバー又は絶縁を目的としたワニス若しくは塗料をいう。

新			旧		
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
て	(略)	(略)	て	(略)	(略)
	<u>電気保護バリヤ</u>	<u>高電圧活電部との直接接触に対する保護を与える部品をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
I	(略)	(略)	I	(略)	(略)
	保護等級 IPXXB	UN R100-03 附則 3 及び UN R136-00 附則 3 に定義されたテストフィンガーによる試験に適合する活電部への接触に関連するバリヤ、電気保護バリヤ及びエンクロージャによる保護をいう。		保護等級 IPXXB	UN R100-02 附則 3 及び UN R136-00 附則 3 に定義されたテストフィンガーによる試験に適合する活電部への接触に関連するバリヤ及びエンクロージャによる保護をいう。
	保護等級 IPXXD	UN R100-03 附則 3 及び UN R136-00 附則 3 に定義されたテストワイヤによる試験に適合する活電部への接触に関連するバリヤ、電気保護バリヤ及びエンクロージャによる保護をいう。		保護等級 IPXXD	UN R100-02 附則 3 及び UN R136-00 附則 3 に定義されたテストワイヤによる試験に適合する活電部への接触に関連するバリヤ及びエンクロージャによる保護をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
O	(略)	(略)	O	(略)	(略)
	<u>OBD 検査</u>	<u>細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める継続検査用 OBD を用いた電子的な検査をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1-3-1 (略)			1-3-1 (略)		
1-4~1-6 (略)			1-4~1-6 (略)		
第 2 章~第 3 章 (略)			第 2 章~第 3 章 (略)		
第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法			第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法		
4-1~4-5 (略)			4-1~4-5 (略)		
4-6 審査の開始			4-6 審査の開始		
4-6-1 審査の依頼			4-6-1 審査の依頼		
<p>自動車の審査は、<u>原則として、同一敷地内の</u>運輸支局等からの審査依頼により開始するものとする。</p> <p>この場合において、「運輸支局等からの審査依頼」には、運輸支局等の長が別途認めた手続き又は自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされたものを含むものとする。</p>			<p>自動車の審査は、運輸支局等からの審査依頼により開始するものとする。</p> <p>この場合において、「運輸支局等からの審査依頼」には、運輸支局等の長が別途認めた手続き又は自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされたものを含むものとする。</p>		

新	旧
<p>また、審査依頼があった自動車に係る受理台帳の作成は要しないものとする。</p> <p>4-6-2～4-6-3 (略)</p> <p>4-6-4 自動車審査証紙等の消印</p> <p>(1) 消印は、審査当日の検査コースへの初回の入場において、手数料令に規定する額の有効な自動車審査証紙が貼付されていることを確認し、消印部署及び日付を表示した検査官印又は消印機を用いて、貼付された自動車審査証紙の彩紋と自動車検査票又は手数料納付書の紙面にかけて印影の半分程度がそれぞれの自動車審査証紙にかかるように朱印、青インク又は黒インクにより明瞭に行うものとする。</p> <p><u>この場合において、消印機を用いる場合にあっては印影がそれぞれの自動車審査証紙の半分以上にかかり、かつ、印影の一部が自動車検査票又は手数料納付書の紙面にかかっていればよいものとする。</u></p> <p>なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色を使用することができる。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 (略)</p> <p>4-7-2 総合判定</p> <p>(1) 適合</p> <p>審査した結果、自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合すると認められ、かつ、4-7-3に該当しないときは、「適合」と判定するものとする。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-7-3 審査継続</p> <p>(1) <u>次に掲げるいずれかの事由</u>により審査当日中に4-7-2に掲げる総合判定を行うことができない場合には、4-6-3の規定にかかわらず、審査当日から15日（証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。）までを限度として審査を継続することができる。</p> <p><u>① 自動車の種別、用途、車体の形状、乗車定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、長さ、幅又は高さが自動車検査証の記載事項と同一と判断できないもの</u></p> <p><u>② 自動車の申請された用途又は車体の形状が用途区分通達で定められた要件を満足しないもの</u></p> <p><u>③ 4-12に規定する書面の提出又は提示がないもの</u></p> <p><u>④ ①から③までに掲げるもののほか、審査内容に疑義等が生じたもの</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) <u>自動車の審査を行った事務所等の検査担当者は、(1)に掲げる事由のうち自動車機構に起因するもの</u>にあっては、可及的速やかに総合判定を行うことができるよう努めるものとする。</p> <p><u>なお、いずれの事由であるかにかかわらず、総合判定を行うことができるようになった際には、自動車検査票の備考欄に記入した理由を抹消することなく、当該箇</u></p>	<p>また、審査依頼があった自動車に係る受理台帳の作成は要しないものとする。</p> <p>4-6-2～4-6-3 (略)</p> <p>4-6-4 自動車審査証紙等の消印</p> <p>(1) 消印は、審査当日の検査コースへの初回の入場において、手数料令に規定する額の有効な自動車審査証紙が貼付されていることを確認し、消印部署及び日付を表示した検査官印を用いて、貼付された自動車審査証紙の彩紋と自動車検査票又は手数料納付書の紙面にかけて印影の半分程度がそれぞれの自動車審査証紙にかかるように朱印、青インク又は黒インクにより明瞭に行うものとする。</p> <p>なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色を使用することができる。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 (略)</p> <p>4-7-2 総合判定</p> <p>(1) 適合</p> <p>審査した結果、自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合すると認めるときは、「適合」と判定するものとする。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-7-3 審査継続</p> <p>(1) <u>審査内容に疑義が生じた等</u>により4-7-1(1)に規定する審査が完了せず、審査当日中に4-7-2に掲げる<u>いずれかの総合判定を行うことができない場合</u>（4-7-2(3)の「審査中断」と判定するものに該当しないものに限る。）には、4-6-3の規定にかかわらず、審査当日から15日（証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。）までを限度として審査を継続することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 検査担当者は可及的速やかに総合判定を行うことができるよう努めるものとし、総合判定を行うことができるようになった際には、自動車検査票の備考欄に記入した理由を抹消することなく、当該箇所に検査官印の押印を行うものとする。</p>

新	旧
<p>所に検査官印の押印を行うものとする。</p> <p>(5) 受検者に対し求めた書面の提出<u>若しくは提示又は自動車の提示</u>が審査当日から 15 日を超えても行われなない場合には、総合判定を「審査中断」とするものとする。</p> <p>4-8～4-11 (略)</p> <p>4-12 書面の提出又は提示</p> <p>4-12-1 (略)</p> <p>4-12-2 審査に必要な書面</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 試作車・組立車審査結果通知書等</p> <p>① <u>試作車及び組立車の新規検査等に係る審査は、受検者から試作車・組立車審査結果通知書等の提示があったものに限り実施するものとする。</u></p> <p>② 提示された自動車と試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認の上、試作車・組立車審査結果通知書等を参考として審査するものとする。</p> <p>この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、試作車・組立車審査結果通知書等と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(7) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 適用する基準の判断資料</p> <p>自動車に適用される基準が提示された自動車及び書面等により判断できない場合にあつては、<u>受検者から</u>当該自動車に適用される基準が判断できる資料（写しをもって代えることができる。）の提出<u>又は提示があった場合に限り、当該基準を適用し</u>審査するものとする。</p> <p>4-13～4-14 (略)</p> <p>4-15 改造自動車の事前書面審査</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 改造自動車の新規検査等に係る審査は、<u>受検者から</u>改造自動車審査結果通知書等の提示があったものに<u>限り</u>実施するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4-16 (略)</p> <p>4-17 貨物自動車の審査</p> <p>4-17-1 用途の判定</p>	<p>(5) 受検者に対し求めた書面の提出<u>又は</u>提示が審査当日から 15 日を超えても行われなない場合には、総合判定を「審査中断」とするものとする。</p> <p>4-8～4-11 (略)</p> <p>4-12 書面の提出又は提示</p> <p>4-12-1 (略)</p> <p>4-12-2 審査に必要な書面</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 試作車・組立車審査結果通知書等</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>① <u>試作車及び組立車の審査は、</u>提示された自動車と試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認の上、試作車・組立車審査結果通知書等を参考として審査するものとする。</p> <p>この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、試作車・組立車審査結果通知書等と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(7) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 適用する基準の判断資料</p> <p>自動車に適用される基準が提示された自動車及び書面等により判断できない場合にあつては、当該自動車に適用される基準が判断できる資料（写しをもって代えることができる。）の提出<u>を求め</u>審査するものとする。</p> <p>4-13～4-14 (略)</p> <p>4-15 改造自動車の事前書面審査</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 改造自動車の新規検査等に係る審査は、改造自動車審査結果通知書等の提示があつたものについて実施するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4-16 (略)</p> <p>4-17 貨物自動車の審査</p> <p>4-17-1 用途の判定</p>

新	旧																		
<p>用途区分通達によるほか、次により取扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。</p> <p>ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自動車であるが別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.7.を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近まであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席等の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。</p> <p>なお、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-17-2 (略)</p> <p>4-18～4-26 (略)</p> <p>第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法</p> <p>5-1～5-2 (略)</p> <p>5-3 審査結果通知情報</p> <p>審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p>5-3-1～5-3-14 (略)</p> <p>5-3-15 備考欄</p> <p>(1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。</p> <p>また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">記載を要する自動車</th> <th style="width: 33%;">記載されるべき趣旨</th> <th style="width: 33%;">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.～40. (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>41. 令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降に指定を受</td> <td>OBD 検査の対象である旨及び OBD 検査が開始となる年</td> <td>OBD 検査対象車 検査開始年月日 令和6年10月1日</td> </tr> </tbody> </table>	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例	1.～40. (略)	(略)	(略)	41. 令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降に指定を受	OBD 検査の対象である旨及び OBD 検査が開始となる年	OBD 検査対象車 検査開始年月日 令和6年10月1日	<p>用途区分通達によるほか、次により取扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。</p> <p>ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自動車であるが別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.4.を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近まであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席等の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。</p> <p>なお、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-17-2 (略)</p> <p>4-18～4-26 (略)</p> <p>第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法</p> <p>5-1～5-2 (略)</p> <p>5-3 審査結果通知情報</p> <p>審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p>5-3-1～5-3-14 (略)</p> <p>5-3-15 備考欄</p> <p>(1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。</p> <p>また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">記載を要する自動車</th> <th style="width: 33%;">記載されるべき趣旨</th> <th style="width: 33%;">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.～40. (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例	1.～40. (略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)
記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例																	
1.～40. (略)	(略)	(略)																	
41. 令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降に指定を受	OBD 検査の対象である旨及び OBD 検査が開始となる年	OBD 検査対象車 検査開始年月日 令和6年10月1日																	
記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例																	
1.～40. (略)	(略)	(略)																	
(新設)	(新設)	(新設)																	

新			旧		
<p><u>けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）</u></p>	新 月日				
	<p><u>42. OBD 検査対象車であって、OBD 検査対象外となった自動車</u></p>	<p><u>OBD 検査の対象外である旨</u></p>	<p><u>OBD 検査対象外車</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>備考 ※1～※3（略） (2)～(5)（略） 5-3-16～5-3-17（略） 5-4（略）</p>			<p>備考 ※1～※3（略） (2)～(5)（略） 5-3-16～5-3-17（略） 5-4（略）</p>		
<p>第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）</p> <p>6-1～6-22（略）</p> <p>6-23 燃料装置 7-23の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)～(2)（略） [量産型超小型モビリティの特例] (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする量産型超小型モビリティの燃料タンク及び配管は、6-23の規定に係る審査において、7-23-1-2(3)の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第12条第12項、第13項関係） ① UN R137-02の5.2.6.及び5.2.7.に適合すること。</p>			<p>第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）</p> <p>6-1～6-22（略）</p> <p>6-23 燃料装置 7-23の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)～(2)（略） [量産型超小型モビリティの特例] (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする量産型超小型モビリティの燃料タンク及び配管は、6-23の規定に係る審査において、7-23-1-2(3)の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第12条第12項、第13項関係） ① UN R137-01-S3の5.2.6.及び5.2.7.に適合すること。</p>		

新	旧
<p>この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ UN R94-<u>04</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。</p> <p>この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p> <p>⑤ UN R95-<u>05</u> の 5. 3. 6. に適合すること。</p>	<p>この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ UN R94-<u>03-S2</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。</p> <p>この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p> <p>⑤ UN R95-<u>04</u> の 5. 3. 6. に適合すること。</p>
<p>6-24 (略)</p>	<p>6-24 (略)</p>
<p>6-25 高圧ガスの燃料装置</p>	<p>6-25 高圧ガスの燃料装置</p>
<p>7-25 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>7-25 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>[量産型超小型モビリティの特例]</p>	<p>[量産型超小型モビリティの特例]</p>
<p>(2) 圧縮水素ガスを燃料とする量産型超小型モビリティのガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、6-25 の規定に係る審査において、7-25-1-2 (2) の規定にかかわらず、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 17 項、第 18 項関係)</p>	<p>(2) 圧縮水素ガスを燃料とする量産型超小型モビリティのガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、6-25 の規定に係る審査において、7-25-1-2 (2) の規定にかかわらず、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 17 項、第 18 項関係)</p>
<p>① UN R137-<u>02</u> の附則 3 に定める方法及び細目告示別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」 3. 1. 2. 4. 及び 3. 1. 2. 6. から 3. 1. 2. 8. までに定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3 の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適合すること。</p>	<p>① UN R137-<u>01-S3</u> の附則 3 に定める方法及び細目告示別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」 3. 1. 2. 4. 及び 3. 1. 2. 6. から 3. 1. 2. 8. までに定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3 の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適合すること。</p>
<p>この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p>	<p>この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p>
<p>②～③ (略)</p>	<p>②～③ (略)</p>
<p>④ UN R94-<u>04</u> の附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び UN R134-00-S3 の附則 5 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3 の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適合すること。</p>	<p>④ UN R94-<u>03-S2</u> の附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び UN R134-00-S3 の附則 5 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3 の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適合すること。</p>
<p>この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p>	<p>この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p>
<p>6-26 電気装置</p>	<p>6-26 電気装置</p>
<p>7-26 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>7-26 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える電気装置については、UN R100-<u>03</u> の 5. 及び 6. (7-26-1-1 (4) の自動車にあっては、UN R100-<u>03</u> の 5. 及び</p>	<p>(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える電気装置については、UN R100-<u>02-S4</u> の 5. 及び 6. (7-26-1-1 (4) の自動車にあっては、UN R100-<u>02-S4</u> の</p>

新	旧
<p>6. 若しくは UN R136-00 の 5. 及び 6.) に定める基準。 なお、UN R100-03 の 6. 4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する量産型超小型モビリティは、6-26 の規定に係る審査において、7-26-1-2 (2) の規定にかかわらず、当該自動車は衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 21 項関係)</p> <p>① UN R137-02 の 5. 2. 8. に適合すること。 この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p> <p>② UN R95-05 の 5. 3. 7. に適合すること。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ UN R12-04-S5 の 5. 5. 又は UN R94-04 の 5. 2. 8. に適合すること。 この場合において、UN R12-04-S5 又は UN R94-04 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. 又は UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」又は「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p> <p>⑤ 原動機用蓄電池を備えた自動車は、UN R100-03 の 6. 4. に適合すること。 この場合において、UN R100-03 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 なお、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03 の 6. 4. 1. に適合するものとする。</p>	<p>5. 及び 6. 若しくは UN R136-00 の 5. 及び 6.) に定める基準。 なお、UN R100-02-S4 の 6. 4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する量産型超小型モビリティは、6-26 の規定に係る審査において、7-26-1-2 (2) の規定にかかわらず、当該自動車は衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 21 項関係)</p> <p>① UN R137-01-S3 の 5. 2. 8. に適合すること。 この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p> <p>② UN R95-04 の 5. 3. 7. に適合すること。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ UN R12-04-S5 の 5. 5. 又は UN R94-03-S2 の 5. 2. 8. に適合すること。 この場合において、UN R12-04-S5 又は UN R94-03-S2 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. 又は UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」又は「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p> <p>⑤ 原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6. 4. に適合すること。 この場合において、UN R100-02-S4 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 なお、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6. 4. 1. に適合するものとする。</p>
<p>6-27～6-28 (略)</p>	<p>6-27～6-28 (略)</p>
<p>6-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-29 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 [量産型超小型モビリティの特例]</p> <p>(1) 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-29 の規定に係る審査において、7-29-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗</p>	<p>6-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-29 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 [量産型超小型モビリティの特例]</p> <p>(1) 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-29 の規定に係る審査において、7-29-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車</p>









新	旧
<p>車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02 の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. ままでを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)</p>	<p>人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-S3 の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. ままでを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)</p>
<p>6-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-30 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p>(1) 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-30 の規定に係る審査において、7-30-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-04 の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. ままでを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)</p>	<p>6-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-30 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p>(1) 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-30 の規定に係る審査において、7-30-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-03-S2 の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. ままでを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)</p>
<p>6-31～6-43 (略)</p>	<p>6-31～6-43 (略)</p>
<p>6-44 座席ベルト等</p> <p>7-44 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-44-2 (9) に規定する座席ベルトについては、UN R16-08-S2 の 6. 及び 7. に定める基準。</p> <p>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-44-2 (5) ①から⑤までに定める基準に適合すればよい。</p> <p>この場合において、UN R16-08-S2 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32 「座席ベルトの技</p>	<p>6-44 座席ベルト等</p> <p>7-44 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-44-2 (9) に規定する座席ベルトについては、UN R16-08-S1 の 6. 及び 7. に定める基準。</p> <p>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-44-2 (5) ①から⑤までに定める基準に適合すればよい。</p> <p>この場合において、UN R16-08-S1 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32 「座席ベルトの技</p>

新	旧				
<p>術基準」によることができる。</p> <p>(2) 次に掲げる自動車にあっては、(1) ②「UN R16-08-<u>S2</u>」を「UN R16-07-S3」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08-<u>S2</u> (8. 1. 8. に限る。) の適用を受けないもの</p> <p>④ (略)</p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p>(3) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44 の規定に係る審査において、7-44-2 (4) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-<u>S2</u> の 6.、7. 及び 8. 1. から 8. 3. 6. までに適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、UN R16-08-<u>S2</u> の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのを、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 20 条第 25 項関係)</p>	<p>術基準」によることができる。</p> <p>(2) 次に掲げる自動車にあっては、(1) ②「UN R16-08-<u>S1</u>」を「UN R16-07-S3」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08-<u>S1</u> (8. 1. 8. に限る。) の適用を受けないもの</p> <p>④ (略)</p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p>(3) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44 の規定に係る審査において、7-44-2 (4) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-<u>S1</u> の 6.、7. 及び 8. 1. から 8. 3. 6. までに適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、UN R16-08-<u>S1</u> の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのを、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 20 条第 25 項関係)</p>				
<p>6-45 座席ベルト非装着時警報装置</p> <p>7-45 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-08-<u>S2</u> の 8. 4. (8. 4. 1. 3. を除く。)に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="257 1061 1104 1093"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>① (略)</p> <p>② UN R16-08-<u>S2</u> の 2. 1. 4. に定める座席ベルト</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-08-<u>S2</u> の 15. 4. 2. に定める座席に備えるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>	(略)	(略)	<p>6-45 座席ベルト非装着時警報装置</p> <p>7-45 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-08-<u>S1</u> の 8. 4. (8. 4. 1. 3. を除く。)に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1229 1061 2076 1093"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>① (略)</p> <p>② UN R16-08-<u>S1</u> の 2. 1. 4. に定める座席ベルト</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-08-<u>S1</u> の 15. 4. 2. に定める座席に備えるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				
<p>6-46～6-105 (略)</p>	<p>6-46～6-105 (略)</p>				

新	旧
<p>6-106 後写鏡</p> <p>7-106の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車はそれぞれに掲げる基準</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-106-2-1 (1) の自動車 (大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) に備える後写鏡にあっては次に掲げる基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R46-04-S8 の 15. に定める基準。ただし、次に掲げる補正を行うことができる。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) UN R46-04-S8 の 15. 2. 4. 1. から <u>15. 2. 4. 3.</u> までの規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置、<u>後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置</u>又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</p> <p>(ウ) UN R46-04-S8 の 15. 2. 4. 4. の規定にかかわらず、<u>次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置</u>又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</p> <p><u>・ UN R46-04-S8 の 15. 2. 4. 4. に定める視界範囲</u> <u>・ UN R46-04-S8 の 15. 2. 4. 2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲</u></p> <p>(エ) UN R46-04-S8 の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. の規定にかかわらず、<u>次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置</u>又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</p> <p><u>この場合において、同規則の 15. 2. 2. 7. の規定及び同規定に係る 15. 2. 1. 1. 1. の規定は適用しないものとする。</u></p> <p><u>・ UN R46-04-S8 の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. に定める視界範囲</u> <u>・ 別添 81 「直前直左確認鏡の技術基準」 4. 2. の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部</u></p> <p>(オ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6-107～6-125 (略)</p>	<p>6-106 後写鏡</p> <p>7-106の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車はそれぞれに掲げる基準</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-106-2-1 (1) の自動車 (大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) に備える後写鏡にあっては次に掲げる基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R46-04-S8 の 15. に定める基準。ただし、次に掲げる補正を行うことができる。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) UN R46-04-S8 の 15. 2. 4. 1. から <u>15. 2. 4. 6.</u> までの規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置 <u>若しくは後写鏡</u>又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</p> <p>(ウ) UN R46-04-S8 の 15. 2. 4. 4. の規定にかかわらず、<u>同規則 15. 2. 4. 2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡</u>又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</p> <p>(エ) UN R46-04-S8 の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. の規定にかかわらず、<u>別添 81 「直前直左確認鏡の技術基準」 4. 2. で定める視界範囲を確認できる後写鏡を備える自動車 (貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が 7.5t を超えるものに限る。)</u>は同規定の要件に適合するものとみなす。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6-107～6-125 (略)</p>
<p>第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p>	<p>第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p>
<p>7-1～7-11 (略)</p>	<p>7-1～7-11 (略)</p>

新	旧
<p>7-12 操縦装置 7-12-1 性能要件 7-12-1-1 (略) 7-12-1-2 書面等による審査 (1) 自動車(7-12-1-1(1)の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第12条第2項関係、細目告示第90条第2項関係)</p> <p>① 7-12-1-1(1)に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-<u>S4</u>の5.に適合すること。 なお、表1の識別対象装置には、識別表示欄に従って表示がなされていること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあつては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-<u>S4</u>の5.に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 次に掲げる書面等により、UN R121-01-<u>S4</u>の5.に定める基準に適合することが明らかである自動車にあつては、①から④までの基準に適合するものとする。 ア～ウ (略)</p> <p>表1～表4 (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>7-12-2 欠番 7-12-3～7-12-8 (略) 7-12-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第6条第6項及び第7項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-12-9-1 性能要件 <u>(削除)</u></p> <p>7-12-9-1-1 視認等による審査 <u>(1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① 始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置</u></p>	<p>7-12 操縦装置 7-12-1 性能要件 7-12-1-1 (略) 7-12-1-2 書面等による審査 (1) 自動車(7-12-1-1(1)の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第12条第2項関係、細目告示第90条第2項関係)</p> <p>① 7-12-1-1(1)に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-<u>S3</u>の5.に適合すること。 なお、表1の識別対象装置には、識別表示欄に従って表示がなされていること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあつては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-<u>S3</u>の5.に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 次に掲げる書面等により、UN R121-01-<u>S3</u>の5.に定める基準に適合することが明らかである自動車にあつては、①から④までの基準に適合するものとする。 ア～ウ (略)</p> <p>表1～表4 (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u> 7-12-3～7-12-8 (略) 7-12-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第6条第6項及び第7項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-12-9-1 性能要件 <u>7-12-1-2(1)と同じ。</u> <u>ただし、表2における「横滑り防止装置(作動停止)の操作装置」及び「横滑り防止装置(作動停止)のテルテール」に係る規定は適用しない。</u> <u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>② 制動装置の操作装置</p> <p>③ 前照灯、警音器、方向指示器、窓ふき器、洗浄液噴射装置及びデフロスタの操作装置</p> <p>(2) 自動車の運転に際して操作を必要とする(1)の装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (1)①、②及び③に掲げる装置は、かじ取ハンドルの中心から左右にそれぞれ500mm以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、かじ取ハンドル中心との配置に係る距離は、それぞれの装置の中心位置から、かじ取ハンドルの中心(レバー式のかじ取装置にあっては、運転者席の中心)を含み車両中心線に平行な鉛直面に下ろした垂線の長さとし、変速装置の中心位置は、変速レバーを中立の状態の中央に置いたときの握り部中心の位置とし、レバー式等可動のデフロスタ操作装置の中心位置は可動範囲の中心位置とする。</p> <p>② (1)①に掲げる装置(始動装置、加速装置、クラッチ及び変速装置の操作装置を除く。)及び(1)③に掲げる装置(方向指示器の操作装置を除く。)又はその附近には、当該装置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。</p> <p>③ 変速装置の操作装置又はその附近には、変速段ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。</p> <p>④ 方向指示器の操作装置又はその附近には、当該方向指示器が指示する方向ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。</p> <p>⑤ ②、③及び④の「運転者が運転者席において容易に識別できるような表示」とは、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、当該装置又は当該装置の操作位置を容易に判別できる表示をしたものをいう。</p> <p>この場合において、JIS D 0032「自動車用操作・計量・警報装置類の識別記号」又はISO(国際標準規格)2575「Road vehicles-Symbols for controls, indicators and tell-tales」に掲げられた識別記号は、その表示の例とする。</p> <p>7-12-9-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 7-12-9-1-1(1)に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-00-S8の5.に適合すること。</p> <p>なお、表1の識別対象装置には、識別表示欄に従って表示がなされていること。</p> <p>② 7-12-9-1-1(1)に掲げる装置(手動により操作するものを除く。)は、7-12-9-1-1(2)①から⑤までの基準に適合すること。</p> <p>③ 表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定</p>	<p>(新設)</p>

新	旧		
<p>める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-00-S8 の 5. に適合すること。</p> <p>④ 表 2 の識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示及びインジケータの識別表示は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態において容易に識別できる位置に配置されていること。</p> <p>⑤ 次に掲げる書面等により、UN R121-00-S8 の 5. に定める基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①から④までの基準に適合するものとする。</p> <p>ア COC ペーパー</p> <p>イ UN R121 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <p>ウ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R121 に基づく</p> <p>⑤マーク</p>			
表 1			
識別対象装置	識別表示（注 17）	照明	色
すれ違い用前照灯（点灯）の操作装置	 (注 4、及び注 10)	不要	二
走行用前照灯（点灯）の操作装置	 (注 10)	不要	二
方向指示器の操作装置	 (注 1)	不要	二
窓ふき器の操作装置	 ※Wiper 又は Wipe	要	二
洗浄液噴射装置の操作装置	 ※Washer 又は Wash	要	二
窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置	 ※Washer-Wiper 又は Wash-Wipe	要	二
デフロスタの操作装置	 ※Defrost、Defog 又は Def	要	二
警音器の操作装置	 ※Horn	不要	二

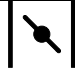









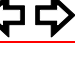





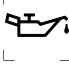























新				旧			
<u>チョークの操作装置</u>		<u>不要</u>	<u>二</u>				
	※Choke						
<u>始動装置の操作装置</u>		<u>不要</u>	<u>二</u>				
	(注 8 及び注 16)						
<u>停止装置の操作装置</u>		<u>要</u>	<u>二</u>				
	(注 8 及び注 16)						
<u>前照灯 (照射方向調整) の操作装置</u>		<u>不要</u>	<u>二</u>				
	又は						
							
	又は						
							
	(注 10)						


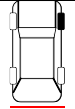

表 2

<u>識別対象装置</u>	<u>識別表示 (注 17)</u>	<u>照明</u>	<u>色</u>
<u>複数の灯火装置の操作装置</u>		<u>不要</u>	<u>二</u>
<u>複数の灯火装置のテルテール (注 9)</u>		<u>二</u>	<u>緑</u>
	※Lights		
<u>すれ違い用前照灯 (点灯) のテルテール</u>		<u>二</u>	<u>緑</u>
	(注 4、注 10)		
<u>走行用前照灯 (点灯) のテルテール</u>		<u>二</u>	<u>青</u>
	(注 10 及び注 15)		
<u>前照灯洗浄装置の操作装置</u>		<u>不要</u>	<u>二</u>
	(注 10)		
<u>方向指示器のテルテール</u>		<u>二</u>	<u>緑</u>
	(注 1)		
<u>非常点滅表示灯の操作装置</u>		<u>要</u>	<u>二</u>

新		旧	
<u>非常点滅表示灯のテルテール (注2)</u>	 ※Hazard	二	赤
<u>前部霧灯の操作装置</u>		不要	二
<u>前部霧灯のテルテール</u>		二	緑
<u>後部霧灯の操作装置</u>		不要	二
<u>後部霧灯のテルテール</u>		二	黄
<u>燃料タンク (残量) のテルテール</u>	 又は	二	黄
<u>燃料タンク (残量) のインジケータ</u>	 ※Fuel (注15)	要	二
<u>エンジンオイル (圧力) のテルテール</u>		二	赤
<u>エンジンオイル (圧力) のインジケータ</u>	※Oil (注3 及び注15)	要	二
<u>冷却水 (温度) のテルテール</u>		二	赤
<u>冷却水 (温度) のインジケータ</u>	※Temp (注3 及び注15)	要	二
<u>バッテリー及び充電システムのテルテール</u>		二	赤
<u>バッテリー及び充電システムのインジケータ</u>	※Volts, Charge 又は Amp (注15)	要	二
<u>パワーウィンドロックの操作装置</u>	 又は	不要	二
			
<u>デフロスタのテルテール</u>		二	黄
<u>後部デフロスタの操作装置</u>	 ※Rear Defrost、 Rear Defog、Rear	要	二
<u>後部デフロスタのテルテール</u>		二	黄

新				旧			
	<u>Def</u> 又は <u>R-Def</u>						
<u>車幅灯の操作装置</u>		<u>不要</u>	<u>二</u>				
<u>車幅灯のテルテル</u> (注 9)	<u>※Maker Lamps</u> 又は <u>MR Lps</u> (注 4)	<u>二</u>	<u>緑</u>				
<u>駐車灯の操作装置</u>		<u>不要</u>	<u>二</u>				
<u>駐車灯のテルテル</u>		<u>二</u>	<u>緑</u>				
<u>座席ベルトのテルテル</u>	 又は  <u>※Fasten Belts</u> 又は <u>Fasten Seat Belts</u>	<u>二</u>	<u>赤</u>				
<u>前方のエアバッグ (異常) のテルテル</u>		<u>二</u>	<u>黄、赤又は黄及び赤</u>				
<u>側方のエアバッグ (異常) のテルテル</u>	 (注 5)	<u>二</u>	<u>黄、赤又は黄及び赤</u>				
<u>エアバッグ (作動停止) のテルテル</u>		<u>二</u>	<u>黄</u>				
<u>制動装置 (異常) のテルテル</u>	 <u>※Brake</u>	<u>二</u>	<u>黄又は赤</u>				
<u>アンチロックブレーキシステム (異常) のテルテル</u>	 <u>※AntiLock、Anti-Lock</u> 又は <u>ABS</u> (注 6)	<u>二</u>	<u>黄</u>				
<u>速度インジケータ</u>	<u>キロメートル表示の</u>	<u>要</u>	<u>二</u>				

新				旧			
	<u>場合にあつては</u> <u>km/h、</u> <u>マイル表示の場合に</u> <u>あつては mph</u> <u>(注 11)</u>						
<u>駐車制動装置のテルテール</u>	 <u>※Park 又は Parking</u> <u>Brake</u> <u>(注 6)</u>	二	赤				
<u>原動機 (異常) のテルテール</u>		二	黄				
<u>原動機 (予熱) のテルテール</u>		二	黄				
<u>チョークのテルテール</u>		二	二				
<u>冷暖房装置の操作装置</u>	 又は <u>「A/C」</u>	要	二				
<u>自動変速機の変速装置 (変速位置) のインジケータ</u>	<u>P R N D</u> <u>(注 7)</u>	要	二				
<u>ブレーキライニング (摩耗) のテルテール</u>	 <u>※Brake Wear</u> <u>(注 6)</u>	二	黄				
<u>温熱装置の操作装置</u>		要	二				
<u>送風装置の操作装置</u>	 <u>※Fan</u>	要	二				
<u>走行距離インジケータ</u>	<u>キロメートル表示の</u> <u>場合にあつては km、</u> <u>マイル表示の場合に</u> <u>あつては miles</u> <u>(注 12)</u>	要	二				

新				旧			
<u>タイヤ（空気圧異常）及びその空気圧異常を検知する装置（異常）のテルテール</u>	 ※TPMS 又は Low Tire (注 13)	二	黄				
<u>タイヤ（空気圧異常位置）及びその空気圧異常を検知する装置（異常位置）のテルテール</u>	 ※Low Tire (注 13 及び注 14)	二	黄				
<u>横滑り防止装置のテルテール</u>	 又は ESC (注 14)	二	黄				
<p><u>注 1 2つの矢印で1つの識別表示を構成することとする。</u> ただし、左折と右折の方向指示器の操作装置又はテルテールが独立している場合にあっては、それぞれの矢印を1つの識別表示として、離して配置してよい。</p> <p><u>注 2 方向指示器のテルテールの識別表示の2つの矢印が同時に点滅することができる場合にあっては、当該テルテールの識別表示を非常点滅表示灯のテルテールの識別表示とすることができる。</u></p> <p><u>注 3 エンジンオイル（圧力）のテルテールの識別表示及び冷却水（温度）のテルテールの識別表示は、同じ位置に配置することができる。</u></p> <p><u>注 4 同一の操作装置により複数の灯火装置を操作することができる場合にあっては、個別の識別表示を要しない。</u></p> <p><u>注 5 側方のエアバッグ（異常）のテルテールの識別表示は、前方のエアバッグ（異常）のテルテールの識別表示に代えることができる。</u></p> <p><u>注 6 制動装置（異常）のテルテールの識別表示に代えることができる。</u></p> <p><u>注 7 文字「D」の代わりに他の英数字や記号を使用することができる。</u> また、文字「D」に補足してもよい。</p> <p><u>注 8 始動装置又は停止装置の操作装置と原動機の施錠装置とが独立している場合に表示するものとする。</u></p> <p><u>注 9 複数の灯火の操作装置を操作したときに、速度計、走行距離計その他の計器の照明が自動的に作動する場合にあっては、表示しなくてよい。</u></p> <p><u>注 10 5本の線は4本の線に、4本の線は5本の線にそれぞれ代えることができる。</u></p> <p><u>注 11 識別表示は、大文字又は小文字で表示することができる。</u></p> <p><u>注 12 識別表示は、小文字で表示しなければならない。</u></p>							

新	旧
<p><u>ただし、マイル表示の場合にあっては、略語を使用することができる。</u></p> <p><u>注 13</u> <u>タイヤ空気圧監視システム (TPMS) の異常を示すために使用してもよい。</u></p> <p><u>注 14</u> <u>表示する車両の形状は、変えることができる。</u></p> <p><u>注 15</u> <u>識別対象装置欄に掲げる装置の識別表示をその本来の用途以外の用途として使用する場合にあっては、表中色欄に掲げる色以外の色で表示してもよい。</u></p> <p><u>注 16</u> <u>始動装置の操作装置及び停止装置は、同一のものとすることができる。</u> <u>また、始動装置の操作装置の識別表示にあっては「START」と、停止装置の操作装置の識別表示にあっては「STOP」と、それぞれ補足してよいこととするとともに、始動装置の操作装置の識別表示にあっては「START」又は「Engine Start」に、停止装置の操作装置の識別表示にあっては「STOP」又は「Engine Stop」にそれぞれ代えることができる。</u> <u>なお、当該識別表示は大文字又は小文字で表示することができる。</u></p> <p><u>注 17</u> <u>識別対象装置欄に掲げる装置が自動機能を有する場合にあっては、当該装置の識別表示の附近に文字「A」又は「AUTO」を配置することができる。</u></p> <p><u>※ FMVSS 101 に基づくものを示す。</u> <u>なお、表中識別表示欄に掲げる文字による識別表示は、大文字又は小文字による表示とすることができる。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる操作装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① 指定自動車等に備えられている操作装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた操作装置</u></p> <p><u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置</u></p> <p><u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置</u></p> <p><u>(3) FMVSS 101 に適合する操作装置は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する操作装置」とする。</u></p>	
7-13～7-14 (略)	7-13～7-14 (略)
<p>7-15 トラック・バスの制動装置</p> <p>7-15-1 (略)</p> <p>7-15-2 性能要件</p> <p>7-15-2-1～7-15-2-2 (略)</p> <p>7-15-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる自動車 (7-15 に規定する自動車に限る。) の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわら</p>	<p>7-15 トラック・バスの制動装置</p> <p>7-15-1 (略)</p> <p>7-15-2 性能要件</p> <p>7-15-2-1～7-15-2-2 (略)</p> <p>7-15-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる自動車 (7-15 に規定する自動車に限る。) の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわら</p>

新	旧
<p>ず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係)</p> <p>① ②から④に掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は、UN R13-11-<u>S17</u> の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-<u>S17</u> 附則 13 に適合すること。</p> <p>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-<u>S17</u> 附則 21 に適合すること。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつてはこの限りでない。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。) であつて車両総重量が 5t を超えるものにあつては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は、UN R13-11-<u>S17</u> の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-<u>S17</u> 附則 13 に適合すること。</p> <p>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあつては、UN R13-11-<u>S17</u> 附則 21 に適合すること。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつてはこの限りでない。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-15-3～7-15-14 (略)</p> <p>7-16 (略)</p> <p>7-17 二輪車の制動装置</p> <p>7-17-1 (略)</p> <p>7-17-2 性能要件</p> <p>7-17-2-1 (略)</p> <p>7-17-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 4 項関係、細目告示第 93 条第 4 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 側車付二輪自動車 (トライク型) 及び三輪自動車にあつては、駐車制動装置及び次に掲げる制動装置のいずれかを備えたものであること。</p>	<p>ず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係)</p> <p>① ②から④に掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は、UN R13-11-<u>S16</u> の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-<u>S16</u> 附則 13 に適合すること。</p> <p>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-<u>S16</u> 附則 21 に適合すること。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつてはこの限りでない。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。) であつて車両総重量が 5t を超えるものにあつては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は、UN R13-11-<u>S16</u> の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-<u>S16</u> 附則 13 に適合すること。</p> <p>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあつては、UN R13-11-<u>S16</u> 附則 21 に適合すること。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつてはこの限りでない。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-15-3～7-15-14 (略)</p> <p>7-16 (略)</p> <p>7-17 二輪車の制動装置</p> <p>7-17-1 (略)</p> <p>7-17-2 性能要件</p> <p>7-17-2-1 (略)</p> <p>7-17-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 4 項関係、細目告示第 93 条第 4 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 側車付二輪自動車 (トライク型) 及び三輪自動車に備える制動装置は、駐車制動装置並びに全ての車輪を制動する足動式の分配制動機能を有する主制動装</p>

新	旧
<p><u>ア 最高速度が 50km/h を超える自動車</u> <u>(ア) 全ての車輪を制動する足動式の分配制動機能を有する主制動装置</u> <u>(イ) 全ての車輪を制動する足動式の連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置。</u> <u>ただし、補助主制動装置は、駐車制動装置に代えることができるものとする。</u></p> <p><u>イ 最高速度が 50km/h 以下の自動車</u> <u>(ア) 2 個の独立した主制動装置により全ての車輪を制動するもの（連動制動機能を有する主制動装置を除く。）</u> <u>(イ) 分配制動機能を有する主制動装置</u> <u>(ウ) 全ての車輪を制動する連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置。</u> <u>ただし、補助主制動装置は、駐車制動装置に代えることができるものとする。</u></p> <p>⑤～⑦（略）</p> <p>7-17-2-3（略）</p> <p>7-17-3～7-17-7（略）</p> <p>7-17-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 47 項、第 51 項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>7-17-8-1（略）</p> <p>7-17-8-2 性能要件</p> <p>7-17-8-2-1（略）</p> <p>7-17-8-2-2 視認等による審査</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～③（略）</p> <p><u>④ 側車付二輪自動車（トライク型）及び三輪自動車にあっては、駐車制動装置及び次に掲げる制動装置のいずれかを備えたものであること。</u></p> <p><u>ア 最高速度が 50km/h を超える自動車</u> <u>(ア) 全ての車輪を制動する足動式の分配制動機能を有する主制動装置</u></p>	<p><u>置又は連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置を備えたものであること。</u> <u>ただし、連動制動機能を有する主制動装置にあっては、補助主制動装置に替えて、駐車制動装置を備えることができる。</u></p> <p>⑤～⑦（略）</p> <p>7-17-2-3（略）</p> <p>7-17-3～7-17-7（略）</p> <p>7-17-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 47 項、第 51 項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>7-17-8-1（略）</p> <p>7-17-8-2 性能要件</p> <p>7-17-8-2-1（略）</p> <p>7-17-8-2-2 視認等による審査</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～③（略）</p> <p><u>④ 側車付二輪自動車（トライク型）及び三輪自動車に備える制動装置は、駐車制動装置並びに全ての車輪を制動する足動式の分配制動機能を有する主制動装置又は連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置を備えたものであること。</u> <u>ただし、連動制動機能を有する主制動装置にあっては、補助主制動装置に替えて、駐車制動装置を備えることができる。</u></p>

新	旧
<p><u>(イ) 全ての車輪を制動する足動式の連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置。</u> <u>ただし、補助主制動装置は、駐車制動装置に代えることができるものとする。</u></p> <p><u>イ 最高速度が 50km/h 以下の自動車</u> <u>(ア) 2 個の独立した主制動装置により全ての車輪を制動するもの（連動制動機能を有する主制動装置を除く。）</u> <u>(イ) 分配制動機能を有する主制動装置</u> <u>(ウ) 全ての車輪を制動する連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置。</u> <u>ただし、補助主制動装置は、駐車制動装置に代えることができるものとする。</u></p> <p>⑤～⑥（略）</p> <p>7-17-8-2-3（略）</p> <p>7-17-9（略）</p> <p>7-17-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 57 項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p>7-17-10-1（略）</p> <p>7-17-10-2 性能要件</p> <p>7-17-10-2-1（略）</p> <p>7-17-10-2-2 視認等による審査</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～③（略）</p> <p><u>④ 側車付二輪自動車（トライク型）及び三輪自動車にあっては、駐車制動装置及び次に掲げる制動装置のいずれかを備えたものであること。</u></p> <p><u>ア 最高速度が 50km/h を超える自動車</u> <u>(ア) 全ての車輪を制動する足動式の分配制動機能を有する主制動装置</u> <u>(イ) 全ての車輪を制動する足動式の連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置。</u> <u>ただし、補助主制動装置は、駐車制動装置に代えることができるものとする。</u></p> <p><u>イ 最高速度が 50km/h 以下の自動車</u> <u>(ア) 2 個の独立した主制動装置により全ての車輪を制動するもの（連動</u></p>	<p>⑤～⑥（略）</p> <p>7-17-8-2-3（略）</p> <p>7-17-9（略）</p> <p>7-17-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 57 項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p>7-17-10-1（略）</p> <p>7-17-10-2 性能要件</p> <p>7-17-10-2-1（略）</p> <p>7-17-10-2-2 視認等による審査</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～③（略）</p> <p><u>④ 側車付二輪自動車（トライク型）及び三輪自動車に備える制動装置は、駐車制動装置並びに全ての車輪を制動する足動式の分配制動機能を有する主制動装置又は連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置を備えたものであること。</u> <u>ただし、連動制動機能を有する主制動装置にあっては、補助主制動装置に替えて、駐車制動装置を備えることができる。</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>制動機能を有する主制動装置を除く。)</u> <u>(イ) 分配制動機能を有する主制動装置</u> <u>(ウ) 全ての車輪を制動する連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置。</u> <u>ただし、補助主制動装置は、駐車制動装置に代えることができるものとする。</u></p> <p>⑤～⑦ (略) 7-17-10-2-3 (略)</p> <p>7-18 (略)</p> <p>7-19 被牽引自動車の制動装置 7-19-1 装備要件 (1) ～ (2) (略) (3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1)の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。(保安基準第12条第2項関係、細目告示第15条の2第2項、第3項関係、細目告示第16条第3項関係、細目告示第93条の2第2項、第3項関係、細目告示第94条第3項関係) ① 当該被牽引自動車の車両総重量が750kg以下であり、かつ、当該被牽引自動車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。)により牽引されるもの ア 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-11-S17附則4の2.1.2.に適合すること。 イ 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車である場合は、UN R13H-01-S1附則3の2.1.2.に適合すること。 ②～③ (略) 7-19-2 性能要件 7-19-2-1～7-19-2-2 (略) 7-19-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 最高速度25km/hを超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が10tを超えるものにあつては、当分の間、UN R13-11-S17の5.1.1.4.後段及び5.1.5.、附則13の4.4.後段並びに附則18の規定にかかわらず、7-26-1-1(1)①から④までの基準に適合するものであればよいものとし、車両総重量が10t以下のものにあつては、①から③にかかわらず、④に適合するものであればよい。(細目告示第93条第6項第</p>	<p>⑤～⑦ (略) 7-17-10-2-3 (略)</p> <p>7-18 (略)</p> <p>7-19 被牽引自動車の制動装置 7-19-1 装備要件 (1) ～ (2) (略) (3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1)の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。(保安基準第12条第2項関係、細目告示第15条の2第2項、第3項関係、細目告示第16条第3項関係、細目告示第93条の2第2項、第3項関係、細目告示第94条第3項関係) ① 当該被牽引自動車の車両総重量が750kg以下であり、かつ、当該被牽引自動車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。)により牽引されるもの ア 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-11-S16附則4の2.1.2.に適合すること。 イ 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車である場合は、UN R13H-00-S16附則3の2.1.2.に適合すること。 ②～③ (略) 7-19-2 性能要件 7-19-2-1～7-19-2-2 (略) 7-19-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 最高速度25km/hを超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が10tを超えるものにあつては、当分の間、UN R13-11-S16の5.1.1.4.後段及び5.1.5.、附則13の4.4.後段並びに附則18の規定にかかわらず、7-26-1-1(1)①から④までの基準に適合するものであればよいものとし、車両総重量が10t以下のものにあつては、①から③にかかわらず、④に適合するものであればよい。(細目告示第93条第6項第</p>

新																
<p>1号関係、適用関係告示第9条第45項及び第46項関係)</p> <p>① 制動装置は、UN R13-11-S17の5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S17附則13に適合すること。</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S17附則21に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。（細目告示第93条第6項第2号ハ関係）</p> <p>① UN R13-11-S17の5.及び6.のうちフェード性能に係る部分</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-19-3～7-19-10 (略)</p> <p>7-20 衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>7-20-1～7-20-3 (略)</p> <p>7-20-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車については、7-20-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第56項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 20%;">指定等年月日</th> <th style="width: 30%;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;"><u>R8.6.30</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-20-5～7-20-7 (略)</p> <p>7-20-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第56項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 20%;">指定等年月日</th> <th style="width: 30%;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	指定等年月日	製作年月日	専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの	(略)	<u>R8.6.30</u>	(略)	(略)	(略)	区分	指定等年月日	製作年月日			
区分	指定等年月日	製作年月日														
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの	(略)	<u>R8.6.30</u>														
(略)	(略)	(略)														
区分	指定等年月日	製作年月日														

旧																
<p>1号関係、適用関係告示第9条第45項及び第46項関係)</p> <p>① 制動装置は、UN R13-11-S16の5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S16附則13に適合すること。</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S16附則21に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。（細目告示第93条第6項第2号ハ関係）</p> <p>① UN R13-11-S16の5.及び6.のうちフェード性能に係る部分</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-19-3～7-19-10 (略)</p> <p>7-20 衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>7-20-1～7-20-3 (略)</p> <p>7-20-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車については、7-20-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第56項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 20%;">指定等年月日</th> <th style="width: 30%;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;"><u>R7.11.30</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-20-5～7-20-7 (略)</p> <p>7-20-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第56項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 20%;">指定等年月日</th> <th style="width: 30%;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	指定等年月日	製作年月日	専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの	(略)	<u>R7.11.30</u>	(略)	(略)	(略)	区分	指定等年月日	製作年月日			
区分	指定等年月日	製作年月日														
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの	(略)	<u>R7.11.30</u>														
(略)	(略)	(略)														
区分	指定等年月日	製作年月日														

新				旧			
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの	自動車（貨物の運送の用に供する軽自動車を除く。）	(略)	R8.6.30	専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの	自動車（貨物の運送の用に供する軽自動車を除く。）	(略)	R7.11.30
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
7-20-8-1～7-20-8-2 (略)				7-20-8-1～7-20-8-2 (略)			
7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置				7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置			
7-21-1 性能要件				7-21-1 性能要件			
7-21-1-1 (略)				7-21-1-1 (略)			
7-21-1-2 書面等による審査				7-21-1-2 書面等による審査			
<p>(1) 牽引自動車（最高速度が25km/h以下のものを除く。）及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-11-S17の5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、UN R13-11-S17の5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものとする。（細目告示第16条第1項、第94条第1項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>				<p>(1) 牽引自動車（最高速度が25km/h以下のものを除く。）及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-11-S16の5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、UN R13-11-S16の5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものとする。（細目告示第16条第1項、第94条第1項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>			
7-21-2～7-21-24 (略)				7-21-2～7-21-24 (略)			
7-22 (略)				7-22 (略)			
7-23 燃料装置				7-23 燃料装置			
7-23-1 性能要件				7-23-1 性能要件			
7-23-1-1 (略)				7-23-1-1 (略)			
7-23-1-2 書面等による審査				7-23-1-2 書面等による審査			
<p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、燃料タンク及び配管がUN R34-03-S2の5.及び6.又は13.に適合するも</p>				<p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、燃料タンク及び配管がUN R34-03-S2の5.及び6.又は13.に適合するも</p>			

新	旧
<p>のであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係)</p> <p>① 自動車(次に掲げるものを除く。)は UN R137-<u>02</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 ア～エ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 自動車(次に掲げるものを除く。)にあつては、UN R94-<u>04</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 ア～エ (略)</p> <p>⑤ 自動車(次に掲げるものを除く。)にあつては、UN R95-<u>05</u> の 5. 3. 6. に適合すること。 ア～エ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>7-23-2～7-23-15 (略)</p> <p>7-24 (略)</p> <p>7-25 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-25-1 性能要件</p> <p>7-25-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 液化石油ガスのガス容器及び導管は、<u>大型特殊自動車の車体外に取付ける場合を除き</u>、取外してガスの充填を行なうものでないこと。</p> <p>③～⑭ (略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>7-25-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガ</p>	<p>のであるときは、UN R34-03-S2 の 8. 1. 1. は適用しない。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係)</p> <p>① 自動車(次に掲げるものを除く。)は UN R137-<u>01-S3</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 ア～エ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 自動車(次に掲げるものを除く。)にあつては、UN R94-<u>03-S2</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 ア～エ (略)</p> <p>⑤ 自動車(次に掲げるものを除く。)にあつては、UN R95-<u>04</u> の 5. 3. 6. に適合すること。 ア～エ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>7-23-2～7-23-15 (略)</p> <p>7-24 (略)</p> <p>7-25 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-25-1 性能要件</p> <p>7-25-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 液化石油ガスのガス容器及び導管は、取外してガスの充填を行なうものでないこと。</p> <p>③～⑭ (略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>7-25-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガ</p>

新	旧
<p>スの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(次に掲げるものを除く。)にあつては、UN R137-02(附則 3 に限る。)に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び 3.1.2.6.から 3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3(7.2.1.から 7.2.3.までに限る。)に適合すること。 ア～エ(略)</p> <p>②～③(略)</p> <p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車(乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。)にあつては、UN R94-04(附則 3 の 1.、3.及び 4.に限る。)に定める方法及び UN R134-00-S3(附則 5 に限る。)に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3(7.2.1.から 7.2.3.までに限る。)に適合すること。</p> <p>⑤(略)</p> <p>(3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係)</p> <p>① UN R110-04-S2 の 18.(18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から 18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び 18.13.を除く。)に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-04-S2 の 6.1.(配管に係る規定に限る。)並びに 8.1.及び 8.3.から 8.11.まで(ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 の 18.1.2.は適用しない。</p> <p>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目</p>	<p>スの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(次に掲げるものを除く。)にあつては、UN R137-01-S3(附則 3 に限る。)に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び 3.1.2.6.から 3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3(7.2.1.から 7.2.3.までに限る。)に適合すること。 ア～エ(略)</p> <p>②～③(略)</p> <p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車(乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。)にあつては、UN R94-03-S2(附則 3 の 1.、3.及び 4.に限る。)に定める方法及び UN R134-00-S3(附則 5 に限る。)に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3(7.2.1.から 7.2.3.までに限る。)に適合すること。</p> <p>⑤(略)</p> <p>(3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係)</p> <p>① UN R110-04-S1 の 18.(18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から 18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び 18.13.を除く。)に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-04-S1 の 6.1.(配管に係る規定に限る。)並びに 8.1.及び 8.3.から 8.11.まで(ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-04-S1 の 18.1.2.は適用しない。</p> <p>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目</p>

新	旧
<p>告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係)</p> <p>① UN R110-04-<u>S2</u> の 18. (18. 1. 8. 1.、18. 1. 8. 4.、18. 3. 1. から 18. 3. 3. まで、18. 5.、18. 7. 1. (18. 7. 1. 1. を除く。)、18. 7. 2. (18. 7. 2. 1. を除く。)、18. 8. 3.、18. 8. 7. 1.、18. 9. 1.、18. 10. 3. 及び 18. 10. 4. を除く。) に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-04-<u>S2</u> の 6. 1. (配管に係る規定に限る。) 並びに 8. 1. 及び 8. 13. から 8. 22. まで (ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。) に適合するものであるときは、UN R110-04-<u>S2</u> の 18. 1. 2. は適用しない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>7-25-2～7-25-16 (略)</p> <p>7-26 電気装置 7-26-1 性能要件 7-26-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。</p> <p>ただし、(4) の自動車にあつてはこの限りでない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項第 1 号関係)</p> <p>① <u>高電圧</u>の部分に有する動力系の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、<u>電気保護バリヤ</u>、エンクロージャその他保護部は、次のア及びイの要件を満たすものであること。</p> <p>ただし、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であつて作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分にあつては、この限りでない。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号イ)</p> <p>ア 客室内及び荷室内からの<u>高電圧活電部</u>に対する保護は、いかなる場合においても保護等級 IPXXD を満たすものであること。</p> <p>この場合において、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分を有する動力系からトランス等により直流電氣的に絶縁された電気回路に設置されるコンセントの<u>高電圧活電部</u>並びに工具を使用しないで開放、分解又は除去できるサービス・プラグにあつては、開放、分解又は除去した状態において、保護等級 IPXXB を満たすものであればよい。</p> <p>イ 客室内及び荷室内以外からの<u>高電圧活電部</u>に対する保護は、保護等級 IPXXB を満たすものであること。</p>	<p>告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係)</p> <p>① UN R110-04-<u>S1</u> の 18. (18. 1. 8. 1.、18. 1. 8. 4.、18. 3. 1. から 18. 3. 3. まで、18. 5.、18. 7. 1. (18. 7. 1. 1. を除く。)、18. 7. 2. (18. 7. 2. 1. を除く。)、18. 8. 3.、18. 8. 7. 1.、18. 9. 1.、18. 10. 3. 及び 18. 10. 4. を除く。) に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-04-<u>S1</u> の 6. 1. (配管に係る規定に限る。) 並びに 8. 1. 及び 8. 13. から 8. 22. まで (ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。) に適合するものであるときは、UN R110-04-<u>S1</u> の 18. 1. 2. は適用しない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>7-25-2～7-25-16 (略)</p> <p>7-26 電気装置 7-26-1 性能要件 7-26-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。</p> <p>ただし、(4) の自動車にあつてはこの限りでない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項第 1 号関係)</p> <p>① <u>作動電圧が直流 60V を超え 1,500V 以下又は交流 30V (実効値) を超え 1,000V (実効値) 以下</u>の部分に有する動力系の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、<u>バリヤ</u>、エンクロージャその他保護部は、次のア及びイの要件を満たすものであること。</p> <p>ただし、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であつて作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分にあつては、この限りでない。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号イ)</p> <p>ア 客室内及び荷室内からの<u>活電部</u>に対する保護は、いかなる場合においても保護等級 IPXXD を満たすものであること。</p> <p>この場合において、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分を有する動力系からトランス等により直流電氣的に絶縁された電気回路に設置されるコンセントの<u>活電部</u>並びに工具を使用しないで開放、分解又は除去できるサービス・プラグにあつては、開放、分解又は除去した状態において、保護等級 IPXXB を満たすものであればよい。</p> <p>イ 客室内及び荷室内以外からの<u>活電部</u>に対する保護は、保護等級 IPXXB を満たすものであること。</p>

新	旧
<p>② ①の固体の絶縁体、電気保護バリヤ及びエンクロージャその他保護部は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあってはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第1号イ)</p> <p>ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであって、自動車の上面(車両総重量5tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車及びこれに類する形状の自動車に限る。)及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分を有する動力系(作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であって、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。)の活電部を保護する電気保護バリヤ及びエンクロージャには、次図の例による感電保護のための警告表示がなされていること。</p> <p>ただし、次のアからウに掲げる電気保護バリヤ及びエンクロージャにあってはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第1号ロ)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自動車(車両総重量5tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車及びこれに類する形状の自動車に限る。)の上面及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>ウ 電気保護バリヤ、エンクロージャ又は固体の絶縁体により、二重以上の保護がなされているもの</p> <p>図</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ 導電性の電気保護バリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部は、人体の接触による感電を防止するため、危険な電位を生じないように、電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等により直流電氣的に電氣的シャシに確実に接続されているものであること。(細目告示第99条第7項第1号へ)</p> <p>⑧ 充電系連結システムは、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分を除き、固体の絶縁体、電気保護バリヤ、エンクロージャその他保護部によりア及びイの要件を満たすよう保護されたものであること。(細目告示第99条第7項第1号ト)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>⑨ ⑧の個体の絶縁体、電気保護バリヤ、エンクロージャその他保護部は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は</p>	<p>② ①の固体の絶縁体、バリヤ及びエンクロージャその他保護部は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあってはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第1号イ)</p> <p>ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであって、自動車の上面(車両総重量5tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及びこれに類する形状の自動車に限る。)及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分を有する動力系(作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であって、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。)の活電部を保護するバリヤ及びエンクロージャには、次図の例による感電保護のための警告表示がなされていること。</p> <p>ただし、次のアからウに掲げるバリヤ及びエンクロージャにあってはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第1号ロ)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自動車(車両総重量5tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及びこれに類する形状の自動車に限る。)の上面及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>ウ バリヤ、エンクロージャ又は固体の絶縁体により、二重以上の保護がなされているもの</p> <p>図 (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ 導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部は、人体の接触による感電を防止するため、危険な電位を生じないように、電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等により直流電氣的に電氣的シャシに確実に接続されているものであること。(細目告示第99条第7項第1号へ)</p> <p>⑧ 充電系連結システムは、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分を除き、固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部によりア及びイの要件を満たすよう保護されたものであること。(細目告示第99条第7項第1号ト)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>⑨ ⑧の個体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去でき</p>

新	旧
<p>除去できるものであってはならない。 ただし、次に掲げるコネクタにあってはこの限りでない。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ト)</p> <p>ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであって、自動車の上面(車両総重量 5t を超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの、<u>車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u>及びこれに類する形状の自動車に限る。)及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ (略)</p> <p>⑩～⑫ (略)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。</p> <p>ただし、7-26-1-2 (3) ②ア及びイに掲げる自動車には適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項第 2 号関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係)</p> <p>① <u>高電圧</u>の部分に有する動力系の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は次の要件を満たすものであること。</p> <p>ただし、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であって作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分にあってはこの限りでない。(細目告示第 99 条第 7 項第 2 号イ)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>②～⑩ (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>7-26-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係)</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。)の原動機用蓄電池は、UN R100-<u>03</u> の 6. (6. 4. を除く。)に適合するものであること。</p> <p>この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-<u>03</u> の 6. 2.、6. 3. 及び</p>	<p>るものであってはならない。 ただし、次に掲げるコネクタにあってはこの限りでない。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ト)</p> <p>ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであって、自動車の上面(車両総重量 5t を超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及びこれに類する形状の自動車に限る。)及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ (略)</p> <p>⑩～⑫ (略)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。</p> <p>ただし、7-26-1-2 (3) ②ア及びイに掲げる自動車には適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項第 2 号関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係)</p> <p>① <u>作動電圧が直流 60V を超え 1,500V 以下又は交流 30V (実効値) を超え 1,000V (実効値) 以下</u>の部分に有する動力系の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は次の要件を満たすものであること。</p> <p>ただし、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であって作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分にあってはこの限りでない。(細目告示第 99 条第 7 項第 2 号イ)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>②～⑩ (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>7-26-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係)</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。)の原動機用蓄電池は、UN R100-<u>02-S4</u> の 6. (6. 4. を除く。)に適合するものであること。</p> <p>この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-<u>02-S4</u> の 6. 2.、6. 3. 及び</p>

新	旧
<p>6.10. に適合するものとする。 また、7-26-1-1 (4) の自動車にあっては、②の基準に適合するものであればよい。(細目告示第99条第7項第1号ル)</p> <p><u>② 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。)</u>は、UN R100-03の5.1.4.、5.2.3.及び5.2.4.に適合するものであること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第6項関係、細目告示第21条第6項関係、細目告示第99条第8項関係、適用関係告示第14条第13項関係)</p> <p>① 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R137-02の5.2.8.に適合すること。 ア～エ (略)</p> <p>② 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R94-04の5.2.8.に適合すること。 ア～エ (略)</p> <p>③ 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R95-05の5.3.7.に適合すること。 ア～ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)及び専ら貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量1.5t以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)については、UN R12-04-S5の5.5.又はUN R94-04の5.2.8.に適合すること。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 原動機用蓄電池は、UN R100-03の6.4.の基準に適合すること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03の6.4.1.に適合するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2)①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが800mmを超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第17条の</p>	<p>及び6.10. に適合するものとする。 また、7-26-1-1 (4) の自動車にあっては、②の基準に適合するものであればよい。(細目告示第99条第7項第1号ル)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第6項関係、細目告示第21条第6項関係、細目告示第99条第8項関係、適用関係告示第14条第13項関係)</p> <p>① 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R137-01-S3の5.2.8.に適合すること。 ア～エ (略)</p> <p>② 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R94-03-S2の5.2.8.に適合すること。 ア～エ (略)</p> <p>③ 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R95-04の5.3.7.に適合すること。 ア～ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)及び専ら貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量1.5t以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)については、UN R12-04-S5の5.5.又はUN R94-03-S2の5.2.8.に適合すること。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4の6.4.の基準に適合すること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4の6.4.1.に適合するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2)①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが800mmを超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第17条の</p>

新	旧			
<p>2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係)</p> <p>① UN R137-<u>02</u> の 5. 2. 8. 又は UN R94-<u>04</u> の 5. 2. 8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</p> <p>② (略)</p> <p>③ UN R95-<u>05</u> の 5. 3. 7. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置 (参考図) (略)</p> <p>7-26-2~7-26-3 (略)</p> <p>7-26-4 適用関係の整理 (1) ~ (11) (略)</p> <p><u>(12) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車にあつては、7-26-16 (従前規定の適用⑫) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 31 項)</u></p> <p>① <u>「指定等年月日」以前に製作された自動車(電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであつて、当該改造等が行われた後、「指定等年月日」の翌日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。)</u></p> <p>② <u>「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 「指定等年月日」以前に製作された型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びバッテリー式電気自動車に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びバッテリー式電気自動車に係る指定を受けた多仕様自動車(原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。)</u> <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が「製作年月日」以前のもの</u></p> <p>④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</u></p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">指定等年月日</td> <td style="text-align: center;">製作年月日</td> </tr> </table>	区分	指定等年月日	製作年月日	<p>2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係)</p> <p>① UN R137-<u>01-S3</u> の 5. 2. 8. 又は UN R94-<u>03-S2</u> の 5. 2. 8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</p> <p>② (略)</p> <p>③ UN R95-<u>04</u> の 5. 3. 7. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置 (参考図) (略)</p> <p>7-26-2~7-26-3 (略)</p> <p>7-26-4 適用関係の整理 (1) ~ (11) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
区分	指定等年月日	製作年月日		

新			旧						
自動車	R5. 8. 31	R7. 8. 31							
<p><u>[側面衝突に係る適用：UN R95-04 適用]</u></p> <p>(13) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-17（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第34項関係）</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるものア「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）イ「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるものウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>R5. 8. 31</td> <td>R5. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table>			区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R5. 8. 31	R5. 8. 31	(新設)
区分	指定等年月日	製作年月日							
自動車	R5. 8. 31	R5. 8. 31							
<p><u>[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S2 適用]</u></p> <p>(14) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-18（従前規定の適用⑭）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第33項関係）</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるものア「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）イ「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指</p>			(新設)						

新	旧												
<p>定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自動車</td> <td style="text-align: center;">R5. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R5. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S3 適用]</p> <p>(15) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-19(従前規定の適用⑬)の規定を適用する。(適用関係告示第14条第32項関係)</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるものア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自動車</td> <td style="text-align: center;">R9. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R9. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-26-5～7-26-15 (略)</p> <p>7-26-16 従前規定の適用⑭</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R5. 8. 31	R5. 8. 31	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R9. 8. 31	R9. 8. 31	<p>(新設)</p> <p>7-26-5～7-26-15 (略)</p> <p>(新設)</p>
区分	指定等年月日	製作年月日											
自動車	R5. 8. 31	R5. 8. 31											
区分	指定等年月日	製作年月日											
自動車	R9. 8. 31	R9. 8. 31											

新	旧						
<p>車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 31 項)</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車(電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、「指定等年月日」の翌日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。)</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前に製作された型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びバッテリー式電気自動車に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びバッテリー式電気自動車に係る指定を受けた多仕様自動車(原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。)</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自動車</td> <td style="text-align: center;">R5.8.31</td> <td style="text-align: center;">R7.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-26-16-1 性能要件</p> <p>7-26-16-1-1 視認等による審査</p> <p>7-26-1-1 に同じ。</p> <p>7-26-16-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。)の原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6. (6.4. を除く。)に適合するものであること。</p> <p>この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.2.、6.3. 及び 6.10. に適合するものとする。</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R5.8.31	R7.8.31	
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R5.8.31	R7.8.31					

新	旧
<p><u>また、7-26-1-1 (4) の自動車にあっては、②の基準に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>② 7-26-1-2 (1) ②に同じ。</u></p> <p><u>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① 7-26-1-2 (2) ①に同じ。</u></p> <p><u>② 7-26-1-2 (2) ②に同じ。</u></p> <p><u>③ 7-26-1-2 (2) ③に同じ。</u></p> <p><u>④ 7-26-1-2 (2) ④に同じ。</u></p> <p><u>⑤ 7-26-1-2 (2) ⑤に同じ。</u></p> <p><u>⑥ 7-26-1-2 (2) ⑥に同じ。</u></p> <p><u>⑦ 7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。</u></p> <p><u>⑧ 原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6. 4. の基準に適合すること。</u></p> <p><u>この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6. 4. 1. に適合するものとする。</u></p> <p><u>(3) 7-26-1-2 (3) に同じ。</u></p> <p><u>(4) 7-26-1-2 (4) に同じ。</u></p> <p><u>[側面衝突に係る適用：UN R95-04 適用]</u></p> <p><u>7-26-17 従前規定の適用⑬</u></p> <p><u>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 34 項関係)</u></p> <p><u>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 「指定等年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるものア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</u></p> <p><u>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧						
<p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</u></p> <p>④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</u></p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 344 748 376">区分</th> <th data-bbox="757 344 927 376">指定等年月日</th> <th data-bbox="936 344 1106 376">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 379 748 411">自動車</td> <td data-bbox="757 379 927 411">R5.8.31</td> <td data-bbox="936 379 1106 411">R5.8.31</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R5.8.31	R5.8.31	
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R5.8.31	R5.8.31					
<p>7-26-17-1 性能要件</p>							
<p>7-26-17-1-1 視認等による審査 7-26-1-1 に同じ。</p>							
<p>7-26-17-1-2 書面等による審査</p>							
<p>(1) 7-26-1-2 (1) に同じ。</p>							
<p>(2) <u>電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が発突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p>							
<p>① <u>7-26-1-2 (2) ①に同じ。</u></p>							
<p>② <u>7-26-1-2 (2) ②に同じ。</u></p>							
<p>③ <u>自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R95-04 の 5.3.7. に適合すること。</u></p>							
<p>ア <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u></p>							
<p>イ <u>車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u></p>							
<p>ウ <u>ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車</u></p>							
<p>④ <u>7-26-1-2 (2) ④に同じ。</u></p>							
<p>⑤ <u>7-26-1-2 (2) ⑤に同じ。</u></p>							
<p>⑥ <u>7-26-1-2 (2) ⑥に同じ。</u></p>							
<p>⑦ <u>7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。</u></p>							
<p>⑧ <u>7-26-1-2 (2) ⑧に同じ。</u></p>							
<p>(3) 7-26-1-2 (3) に同じ。</p>							
<p>(4) <u>4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u></p>							
<p><u>なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。</u></p>							
<p>① <u>7-26-1-2 (4) ①に同じ。</u></p>							
<p>② <u>7-26-1-2 (4) ②に同じ。</u></p>							

新	旧						
<p>③ <u>UN R95-04 の 5.3.7. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置</u></p> <p>【オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S2 適用】</p> <p>7-26-18 従前規定の適用④</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 33 項関係)</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" data-bbox="241 1029 1104 1098"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>R5. 8. 31</td> <td>R5. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-26-18-1 性能要件</p> <p>7-26-18-1-1 視認等による審査</p> <p>7-26-1-1 に同じ。</p> <p>7-26-18-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 7-26-1-2 (1) に同じ。</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合す</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R5. 8. 31	R5. 8. 31	<p>(新設)</p>
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R5. 8. 31	R5. 8. 31					

新	旧
<p><u>るものでなければならない。</u></p> <p><u>① 7-26-1-2 (2) ①に同じ。</u></p> <p><u>② 自動車 (次に掲げるものを除く。) については、UN R94-03-S2 の 5.2.8. に適合すること。</u></p> <p><u>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u></p> <p><u>イ 車両総重量 3.5t を超える専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</u></p> <p><u>ウ 車両総重量 2.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u></p> <p><u>エ アからウまでのいずれかの自動車の形状に類する自動車</u></p> <p><u>③ 7-26-1-2 (2) ③に同じ。</u></p> <p><u>④ 7-26-1-2 (2) ④に同じ。</u></p> <p><u>⑤ 7-26-1-2 (2) ⑤に同じ。</u></p> <p><u>⑥ 7-26-1-2 (2) ⑥に同じ。</u></p> <p><u>⑦ 7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。</u></p> <p><u>⑧ 7-26-1-2 (2) ⑧に同じ。</u></p> <p><u>(3) 7-26-1-2 (3) に同じ。</u></p> <p><u>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(5) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u></p> <p><u>なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。</u></p> <p><u>① UN R137-01-S3 の 5.2.8. 又は UN R94-03-S2 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</u></p> <p><u>② 7-26-1-2 (4) ②に同じ。</u></p> <p><u>③ 7-26-1-2 (4) ③に同じ。</u></p> <p><u>【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S3 適用】</u></p> <p><u>7-26-19 従前規定の適用⑮</u></p> <p><u>次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 32 項関係)</u></p> <p><u>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 「指定等年月日」の翌日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u></p> <p><u>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。) であつて、「指定</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧						
<p><u>等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</u></p> <p><u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自動車</td> <td style="text-align: center;">R9. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R9. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-26-19-1 性能要件</p> <p>7-26-19-1-1 視認等による審査</p> <p><u>7-26-1-1 に同じ。</u></p> <p>7-26-19-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(1) 7-26-1-2 (1) に同じ。</u></p> <p><u>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が発突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R137-01-S3 の 5.2.8. に適合すること。</u></p> <p><u>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車</u></p> <p><u>イ 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u></p> <p><u>ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車</u></p> <p><u>エ 最高速度 20 km/h 未満の自動車</u></p> <p><u>② 7-26-1-2 (2) ②に同じ。</u></p> <p><u>③ 7-26-1-2 (2) ③に同じ。</u></p> <p><u>④ 7-26-1-2 (2) ④に同じ。</u></p> <p><u>⑤ 7-26-1-2 (2) ⑤に同じ。</u></p> <p><u>⑥ 7-26-1-2 (2) ⑥に同じ。</u></p> <p><u>⑦ 7-26-1-2 (2) ⑦に同じ。</u></p> <p><u>⑧ 7-26-1-2 (2) ⑧に同じ。</u></p> <p><u>(3) 7-26-1-2 (3) に同じ。</u></p> <p><u>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置</u></p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R9. 8. 31	R9. 8. 31	
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R9. 8. 31	R9. 8. 31					

新	旧
<p>は、(5) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、<u>原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u></p> <p><u>なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。</u></p> <p>① <u>UN R137-01-S3 の 5.2.8. 又は UN R94-03-S2 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</u></p> <p>② <u>7-26-1-2 (4) ②に同じ。</u></p> <p>③ <u>7-26-1-2 (4) ③に同じ。</u></p>	
<p>7-27～7-28 (略)</p>	<p>7-27～7-28 (略)</p>
<p>7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p>	<p>7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p>
<p>7-29-1 性能要件 (書面等による審査)</p>	<p>7-29-1 性能要件 (書面等による審査)</p>
<p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02 の 5. (5.2.6. から 5.2.8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。</p> <p>(保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 22 条第 8 項関係、細目告示第 100 条第 8 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>	<p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-S3 の 5. (5.2.6. から 5.2.8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。</p> <p>(保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 22 条第 8 項関係、細目告示第 100 条第 8 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>
<p>7-29-2～7-29-7 (略)</p>	<p>7-29-2～7-29-7 (略)</p>
<p>7-29-8 従前規定の適用④</p>	<p>7-29-8 従前規定の適用④</p>
<p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 26 項関係)</p> <p>①～② (略)</p>	<p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 26 項関係)</p> <p>①～② (略)</p>
<p>7-29-8-1 性能要件 (書面等による審査)</p>	<p>7-29-8-1 性能要件 (書面等による審査)</p>
<p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、</p>	<p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗</p>

新	旧
<p>乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 7-29-10 (1) ①に同じ。 ② 7-29-10 (1) ②に同じ。 ③ 7-29-10 (1) ③に同じ。 ④ 7-29-10 (1) ④に同じ。 ⑤ 7-29-10 (1) ⑤に同じ。 ⑥ 7-29-10 (1) ⑥に同じ。 ⑦ 7-29-10 (1) ⑦に同じ。 ⑧ 7-29-10 (1) ⑧に同じ。 ⑨ 7-29-10 (1) ⑨に同じ。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>[UN R137-00 適用]</p> <p>7-29-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-29-9-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-00-S1 の 5. (5.2.6. から 5.2.8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。</p> <p>① 7-29-10 (1) ①に同じ。 ② 7-29-10 (1) ②に同じ。 ③ 7-29-10 (1) ③に同じ。 ④ 7-29-10 (1) ④に同じ。 ⑤ 7-29-10 (1) ⑤に同じ。 ⑥ 7-29-10 (1) ⑥に同じ。 ⑦ 7-29-10 (1) ⑦に同じ。 ⑧ 7-29-10 (1) ⑧に同じ。 ⑨ 7-29-10 (1) ⑨に同じ。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-29-10 (略)</p>	<p>車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 7-29-1 (1) ①に同じ。 ② 7-29-1 (1) ②に同じ。 ③ 7-29-1 (1) ③に同じ。 ④ 7-29-1 (1) ④に同じ。 ⑤ 7-29-1 (1) ⑤に同じ。 ⑥ 7-29-1 (1) ⑥に同じ。 ⑦ 7-29-1 (1) ⑦に同じ。 ⑧ 7-29-1 (1) ⑧に同じ。 ⑨ 7-29-1 (1) ⑨に同じ。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>[UN R137-00 適用]</p> <p>7-29-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-29-9-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-00-S1 の 5. (5.2.6. から 5.2.8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。</p> <p>① 7-29-1 (1) ①に同じ。 ② 7-29-1 (1) ②に同じ。 ③ 7-29-1 (1) ③に同じ。 ④ 7-29-1 (1) ④に同じ。 ⑤ 7-29-1 (1) ⑤に同じ。 ⑥ 7-29-1 (1) ⑥に同じ。 ⑦ 7-29-1 (1) ⑦に同じ。 ⑧ 7-29-1 (1) ⑧に同じ。 ⑨ 7-29-1 (1) ⑨に同じ。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-29-10 (略)</p>

新	旧
<p>7-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-30-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-04 の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係）</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>(2) ～ (3)（略）</p> <p>7-30-2～7-30-10（略）</p> <p>7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-31-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-05 の 5.（5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係）</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>(2) ～ (3)（略）</p> <p>7-31-2～7-31-9（略）</p> <p>【自動車との側面衝突：UN R95-03-S2 適用】</p> <p>7-31-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい（適用関係告示第 15 条第 21 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>7-31-10-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保</p>	<p>7-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-30-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-03-S2 の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係）</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>(2) ～ (3)（略）</p> <p>7-30-2～7-30-10（略）</p> <p>7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-31-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-04 の 5.（5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係）</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>(2) ～ (3)（略）</p> <p>7-31-2～7-31-9（略）</p> <p>【自動車との側面衝突：UN R95-03-S2 適用】</p> <p>7-31-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい（適用関係告示第 15 条第 21 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>7-31-10-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保</p>

新	旧
<p>護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-03-S2の5。(5.3.6.を除く。)に適合するものでなければならない。</p> <p>① 7-31-12 (1) ①に同じ。 ② 7-31-12 (1) ②に同じ。 ③ 7-31-12 (1) ③に同じ。 ④ 7-31-12 (1) ④に同じ。 ⑤ 7-31-12 (1) ⑤に同じ。 ⑥ 7-31-12 (1) ⑥に同じ。 ⑦ 7-31-12 (1) ⑦に同じ。 ⑧ 7-31-12 (1) ⑧に同じ。 ⑨ 7-31-12 (1) ⑨に同じ。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>7-31-11~7-31-12 (略)</p> <p>7-32~7-41 (略)</p> <p>7-42 座席</p> <p>7-42-1 性能要件</p> <p>7-42-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 28 条第 1 項関係、細目告示第 106 条第 1 項関係)</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</p> <p>ア~ク (略)</p> <p><u>ケ 最高速度 20 km/h 未満の自動車</u></p> <p>④~⑤ (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>7-42-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席(座席取付装置を含む。)は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-03-S2の5。(5.3.6.を除く。)に適合するものでなければならない。</p> <p>① 7-31-1 (1) ①に同じ。 ② 7-31-1 (1) ②に同じ。 ③ 7-31-1 (1) ③に同じ。 ④ 7-31-1 (1) ④に同じ。 ⑤ 7-31-1 (1) ⑤に同じ。 ⑥ 7-31-1 (1) ⑥に同じ。 ⑦ 7-31-1 (1) ⑦に同じ。 ⑧ 7-31-1 (1) ⑧に同じ。 ⑨ 7-31-1 (1) ⑨に同じ。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>7-31-11~7-31-12 (略)</p> <p>7-32~7-41 (略)</p> <p>7-42 座席</p> <p>7-42-1 性能要件</p> <p>7-42-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 28 条第 1 項関係、細目告示第 106 条第 1 項関係)</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</p> <p>ア~ク (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④~⑤ (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>7-42-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席(座席取付装置を含む。)は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p>

新			旧		
<p>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 6 項関係) ア～キ (略)</p>			<p><u>この場合において、UN R17-09-S1 の規定については、当分の間、細目告示別添 30 「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</u></p> <p>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 6 項関係) ア～キ (略)</p>		
自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準	自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-10 の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から <u>5. 10.</u> まで、 <u>6. 1. 5.</u> 及び <u>6. 4.</u> から <u>6. 7.</u> までの規定を除く。)に定める基準	① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-09-S1 の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から <u>5. 8.</u> まで、 <u>5. 11. から 5. 14. まで</u> 、 <u>6. 4. 3. 4.</u> 、 <u>6. 4. 3. 5.</u> 及び <u>6. 5.</u> から <u>6. 6. 3.</u> までの規定を除く。)に定める基準
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの (③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席に限る。)	UN R17-10 の 5. 3. に定める基準	② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの (③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席に限る。)	UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-10 の 5. 2. 及び 6. (<u>6. 1. 5.</u> 及び <u>6. 4.</u> から <u>6. 7.</u> までの規定を除く。)に定める基準 イ (略)		7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5. 2. 及び 6. (<u>6. 4. 3. 4.</u> 、 <u>6. 4. 3. 5.</u> 及び <u>6. 5.</u> から <u>6. 6. 3.</u> までの規定を除く。)に定める基準 イ (略)
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの (専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席に限る。)	UN R17-10 の 5. 3. に定める基準	③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの (専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席に限る。)	UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-10 の 5. 2. 及び 6. (<u>6. 1. 5.</u> 及び <u>6. 4.</u> から <u>6. 7.</u> までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R17-10 の 5. 3. に定める基準 ウ (略)		7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5. 2. 及び 6. (<u>6. 4. 3. 4.</u> 、 <u>6. 4. 3. 5.</u> 及び <u>6. 5.</u> から <u>6. 6. 3.</u> までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準 ウ (略)
④ 専ら乗用の用に供	7-42-1-1 (1) ア	UN R17-10 の 5. 3. に定める基準	④ 専ら乗用の用に供	7-42-1-1 (1) ア	UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4

新			旧		
する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	に規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	(略)	する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	に規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	の5.3.に定める基準
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-10の5.3.に定める基準	⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09-S1又はUN R17-08-S4の5.3.に定める基準
	7-42-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-10の5.3.に定める基準 イ (略)		7-42-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09-S1又はUN R17-08-S4の5.3.に定める基準 イ (略)
⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(高速道路等において運行しないものに限る。)	7-42-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-10の5.3.に定める基準	⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(高速道路等において運行しないものに限る。)	7-42-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09-S1又はUN R17-08-S4の5.3.に定める基準
⑦ 貨物の運送の用に供する自動車(⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席	UN R17-10の5.3.に定める基準	⑦ 貨物の運送の用に供する自動車(⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席	UN R17-09-S1又はUN R17-08-S4の5.3.に定める基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ~ (3) (略)

7-42-2~7-41-3 (略)

7-42-4 適用関係の整理

(1) ~ (10) (略)

(11) 次に掲げる自動車については、7-42-15(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。
(適用関係告示第19条第10項関係)

① 令和4年8月31日以前に製作された自動車

② 令和4年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車
特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自

新	旧
<p><u>動車</u></p> <p><u>イ 令和4年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席及び座席取付装置が同一であるもの</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年8月31日以前のもの</u></p> <p><u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの</u></p> <p>7-42-5～7-42-12（略）</p> <p>7-42-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、<u>次の基準に適合するものであればよい。</u>（適用関係告示第19条第8項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 令和4年9月1日以降に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた多仕様自動車であって、UN R17-10（5.16.に限る。）の適用を受けないもの</p> <p>④～⑦（略）</p> <p>7-42-13-1（略）</p> <p>7-42-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車については、<u>次の基準に適合するものであればよい。</u>（適用関係告示第19条第9項関係）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>7-42-14-1 性能要件</p> <p>7-42-14-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するのに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>① 7-42-14-1 (1) ①に同じ。</p> <p>② 7-42-14-1 (1) ②に同じ。</p> <p>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</p> <p>ア 7-42-14-1 (1) ③アに同じ。</p> <p>イ 7-42-14-1 (1) ③イに同じ。</p>	<p>7-42-5～7-42-12（略）</p> <p>7-42-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、<u>7-42-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。</u>（適用関係告示第19条第8項関係）</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>③ 令和4年9月1日以降に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた多仕様自動車であって、UN R17-09-S1（5.16.に限る。）の適用を受けないもの</p> <p>④～⑦（略）</p> <p>7-42-13-1（略）</p> <p>7-42-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車については、<u>7-42-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。</u>（適用関係告示第19条第9項関係）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>7-42-14-1 性能要件</p> <p>7-42-14-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するのに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p>

新	旧
<p>ウ 7-42-1-1 <u>(1)</u> ③ウに同じ。 エ 7-42-1-1 <u>(1)</u> ③エに同じ。 オ 7-42-1-1 <u>(1)</u> ③オに同じ。 カ 7-42-1-1 <u>(1)</u> ③カに同じ。 キ 7-42-1-1 <u>(1)</u> ③キに同じ。 ク (略) <u>ケ 7-42-1-1 (1) ③ケに同じ。</u> ④ 7-42-1-1 <u>(1)</u> ④に同じ。 ⑤ 7-42-1-1 <u>(1)</u> ⑤に同じ。 (2) ~ (5) (略)</p>	<p>ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略) キ (略) ク (略) <u>(新設)</u> ④ (略) ⑤ (略) (2) ~ (5) (略)</p>
<p>7-42-14-1-2 (略)</p>	<p>7-42-14-1-2 (略)</p>
<p>7-42-15 従前規定の適用⑩</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第19条第10項関係)</u></p>	
<p>① <u>令和4年8月31日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和4年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>イ 令和4年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席及び座席取付装置が同一であるもの</u> <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年8月31日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの</u></p>	
<p>7-42-15-1 性能要件</p>	
<p>7-42-15-1-1 視認等による審査</p>	
<p><u>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するのに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</u></p>	
<p><u>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。</u></p>	
<p><u>ア 7-42-1-1 (1) アに同じ。</u></p>	
<p><u>イ 7-42-1-1 (1) イに同じ。</u></p>	
<p><u>ウ 7-42-1-1 (1) ウに同じ。</u></p>	

新	旧
<p>① <u>7-42-1-1 (1) ①に同じ。</u></p> <p>② <u>7-42-1-1 (1) ②に同じ。</u></p> <p>③ <u>自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</u></p> <p>ア <u>7-42-1-1 (1) ③アに同じ。</u></p> <p>イ <u>7-42-1-1 (1) ③イに同じ。</u></p> <p>ウ <u>7-42-1-1 (1) ③ウに同じ。</u></p> <p>エ <u>7-42-1-1 (1) ③エに同じ。</u></p> <p>オ <u>7-42-1-1 (1) ③オに同じ。</u></p> <p>カ <u>7-42-1-1 (1) ③カに同じ。</u></p> <p>キ <u>7-42-1-1 (1) ③キに同じ。</u></p> <p>ク <u>7-42-1-1 (1) ③クに同じ。</u></p> <p>ケ <u>7-42-1-1 (1) ③ケに同じ。</u></p> <p>④ <u>7-42-1-1 (1) ④に同じ。</u></p> <p>⑤ <u>7-42-1-1 (1) ⑤に同じ。</u></p> <p>(2) <u>7-42-1-1 (2) に同じ。</u></p> <p>(3) <u>7-42-1-1 (3) に同じ。</u></p> <p>(4) <u>7-42-1-1 (4) に同じ。</u></p> <p>(5) <u>7-42-1-1 (5) に同じ。</u></p> <p>7-42-15-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) <u>次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、UN R17-09-S1 の規定については、当分の間、細目告示別添 30 「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>またがり式の座席</u></p> <p>イ <u>容易に折り畳むことができる座席であって、次に掲げるもの</u></p> <p> <u>(イ) 通路に設けられるもの</u></p> <p> <u>(イ) 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台を除く。）に設けられるもの</u></p> <p>ウ <u>かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席</u></p> <p>エ <u>横向きに備えられた座席</u></p> <p>オ <u>後向きに備えられた座席</u></p> <p>カ <u>非常口附近に備えられた座席</u></p>	

新			旧
<u>キ 法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席</u>			
<u>自動車の種別</u>	<u>座席の種類</u>	<u>座席及び座席取付装置の基準</u>	
<u>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (⑧に掲げるものを除く。)</u>	<u>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席</u>	<u>UN R17-09-S1 の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。)</u> に定める基準	
<u>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの (③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)</u>	<u>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席に限る。)</u>	<u>UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準</u>	
	<u>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席を除く。)</u>	<u>次のいずれかに掲げる基準</u> <u>ア UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5. 2. 及び 6. (6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。)</u> に定める基準 <u>イ UN R80-04 の 5.、6. 及び 7. (7. 4. を除く。)</u> に定める基準	
	<u>7-42-1-1 (1) アからウまでに掲げる座席以外の座席</u>	<u>次に掲げる基準</u> <u>ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。</u> <u>イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。</u> <u>ウ 座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。</u>	
<u>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以</u>	<u>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席</u>	<u>UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5. 3. に定める基準</u>	

新			旧
<u>下のもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）</u>	<u>に限る。）</u> 7-42-1-1 (1) ア <u>に規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）</u>	次のいずれかに掲げる基準 ア <u>UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.2. 及び 6.（6.4.3.4.、6.4.3.5. 及び 6.5. から 6.6.3. までの規定を除く。）に定める基準</u> イ <u>UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u> ウ <u>UN R80-04 の 5.、6. 及び 7.（7.4. を除く。）に定める基準</u>	
④ <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）</u>	7-42-1-1 (1) ア <u>に規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）</u>	<u>UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u>	
	7-42-1-1 (1) ア <u>に規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）</u>	<u>UN R80-04 の 5.、6. 及び 7.（7.4. を除く。）に定める基準</u>	
	7-42-1-1 (1) ア <u>からウまでに掲げる座席以外の座席</u>	次に掲げる基準 ア <u>座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。</u> イ <u>座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。</u> ウ <u>座席の後面部分は、当該自動車衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。</u>	
⑤ <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を</u>	7-42-1-1 (1) ア <u>に規定する前向きに備える座席（運転者席</u>	<u>UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u>	

新			旧
<p>超えるもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）</p>	<p>に限る。）</p> <p>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）</p>	<p>次のいずれかに掲げる基準</p> <p>ア UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</p> <p>イ UN R80-04 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。) に定める基準</p>	
<p>⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）</p>	<p>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）</p>	<p>UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</p>	
<p>⑦ 貨物の運送の用に供する自動車（⑧に掲げるものを除く。）</p>	<p>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席</p>	<p>UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</p>	
<p>⑧ 緊急自動車</p>	<p>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席</p>	<p>①から⑦の基準にかかわらず次に掲げる基準</p> <p>ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。</p> <p>イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。</p> <p>ウ 座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。</p>	
<p>(2) 次に掲げる座席及び座席取付装置であって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置</p>			

新	旧
<p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</u></p> <p>(3) <u>次に掲げるものは(2)③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-S1の5.2.4.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件5.16.及び6.3.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達別添22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</u></p> <p>② <u>専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-S1又はUN R17-08-S4の5.2.4.の規定、UN R80-04付録1の1.2.及び付録5の1.3.3.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</u></p> <p>③ <u>FMVSS 207に適合する装置(7-42-1-2(1)④の自動車を除く。)</u></p> <p>7-44 座席ベルト等 7-44-1 (略) 7-44-2 性能要件(書面等による審査) (1)～(3)(略) (4) 7-44-1に規定する座席ベルト(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-S2の6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで(補助座席のうち通路に設けられるものにあつては6.及び7.に限る。)に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第30条第4項関係、細目告示第108条第6項関係)</p>	<p>7-44 座席ベルト等 7-44-1 (略) 7-44-2 性能要件(書面等による審査) (1)～(3)(略) (4) 7-44-1に規定する座席ベルト(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-S1の6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで(補助座席のうち通路に設けられるものにあつては6.及び7.に限る。)に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第30条第4項関係、細目告示第108条第6項関係)</p>

新	旧				
<p>①～③ (略)</p> <p>(5) ～ (11) (略)</p> <p>(12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-08-<u>S2</u> の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。)までに適合するものでなければならない。</p> <p>① UN R16-08-<u>S2</u> の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について (依命通達)」の一部改正について (平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号) による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの</p> <p>②～④ (略)</p> <p>7-44-3～7-44-13 (略)</p> <p>7-45 座席ベルト非装着時警報装置</p> <p>7-45-1 装備要件</p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト (①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係)</p> <table border="1" data-bbox="212 874 828 906"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>① (略)</p> <p>② UN R16-08-<u>S2</u> の 2.1.4. に定める座席ベルト</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-08-<u>S2</u> の 15.4.2. に定める座席に備えるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>7-45-2～7-45-7 (略)</p> <p>7-46 頭部後傾抑止装置等</p> <p>7-46-1 (略)</p> <p>7-46-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>UN R17-10 の 5.4. から 5.10. まで、6.1.5. 及び 6.4. から 6.7. まで</u>に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に傷</p>	(略)	(略)	<p>①～③ (略)</p> <p>(5) ～ (11) (略)</p> <p>(12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-08-<u>S1</u> の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。)までに適合するものでなければならない。</p> <p>① UN R16-08-<u>S1</u> の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について (依命通達)」の一部改正について (平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号) による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの</p> <p>②～④ (略)</p> <p>7-44-3～7-44-13 (略)</p> <p>7-45 座席ベルト非装着時警報装置</p> <p>7-45-1 装備要件</p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト (①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1176 874 1792 906"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>① (略)</p> <p>② UN R16-08-<u>S1</u> の 2.1.4. に定める座席ベルト</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-08-<u>S1</u> の 15.4.2. に定める座席に備えるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>7-45-2～7-45-7 (略)</p> <p>7-46 頭部後傾抑止装置等</p> <p>7-46-1 (略)</p> <p>7-46-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>細目告示別添 34「頭部後傾抑止装置の技術基準」</u>に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に傷</p>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

新	旧
<p>害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第31条関係、細目告示第109条関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>7-46-3 (略)</p> <p>7-46-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 次に掲げる自動車については、7-46-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第21条第4項関係)</u></p> <p>① <u>令和4年8月31日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和4年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能について指定を受けた多仕様自動車</u></p> <p>イ <u>令和4年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能について指定を受けた多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能について指定を受けた多仕様自動車と座席及び座席取付装置が同一であるもの</u></p> <p>ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年8月31日以前のもの</u></p> <p>④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの</u></p> <p>7-46-5～7-46-8 (略)</p> <p>7-46-9 従前規定の適用⑤</p> <p><u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第21条第4項関係)</u></p> <p>① <u>令和4年8月31日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和4年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能について指定を受けた多仕様自動車</u></p> <p>イ <u>令和4年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能に指定を受けた多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに頭部後傾抑止装置</u></p>	<p>害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第31条関係、細目告示第109条関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>7-46-3 (略)</p> <p>7-46-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7-46-5～7-46-8 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>の乗車人員の保護に係る性能に指定を受けた多仕様自動車と座席及び座席取付装置が同一であるもの</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>7-46-9-1 装備要件</p> <p><u>自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（7-42-11-1-2（1）③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、7-46-9-2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。</u></p> <p><u>ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。</u></p> <p>7-46-9-2 性能要件（書面等による審査）</p> <p><u>頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている頭部後傾抑止装置</u></p> <p>③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた頭部後傾抑止装置</u></p> <p>④ <u>JIS D 4606「自動車乗員用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であって、的確に備えられたもの</u></p> <p>⑤ <u>FMVSS 202a に適合する装置</u></p> <p>7-47 年少者用補助乗車装置等</p> <p>7-47-1（略）</p> <p>7-47-2 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着し</u></p>	<p>7-47 年少者用補助乗車装置等</p> <p>7-47-1（略）</p> <p>7-47-2 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着し</u></p>

新	旧
<p>た者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-S4 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p><u>(7) 次に掲げる自動車又は装置 (①から③のいずれかに該当するものについては、令和 5 年 8 月 31 日までの間に製作されたものに限る。) については、(2) 本文中「UN R129-03-S4 の 4.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15.」と読替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 14 項及び第 15 項関係)</u></p> <p><u>① 令和 3 年 8 月 31 日以前に製作された自動車又は年少者用補助乗車装置</u></p> <p><u>② 令和 3 年 9 月 1 日以降に製作された、令和 3 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車</u></p> <p><u>③ 令和 3 年 9 月 1 日以降に製作された年少者用補助乗車装置であって、令和 3 年 8 月 31 日以前に法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき指定を受けたもの</u></p> <p><u>④ 座席に組み込まれた年少者用補助乗車装置</u></p> <p>7-47-3～7-47-8 (略)</p> <p>7-48～7-54 (略)</p> <p>7-55 窓ガラス貼付物等</p> <p>7-55-1 性能要件</p> <p>7-55-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(7-54-1(6)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、<u>UN R159-00 に適合する装置</u>、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は</p>	<p>た者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-S4 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S17 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7-47-3～7-47-8 (略)</p> <p>7-48～7-54 (略)</p> <p>7-55 窓ガラス貼付物等</p> <p>7-55-1 性能要件</p> <p>7-55-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(7-54-1(6)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車</p>

新	旧
<p>受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの ア～ウ（略） ⑨～⑰（略） (2)～(3)（略） 7-55-1-2（略） 7-55-2～7-55-4（略） 7-55-5 従前規定の適用① 令和元年6月30日以前に製作された自動車（平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成29年6月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第4項関係）</p> <p>7-55-5-1 性能要件 7-55-5-1-1 視認等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。 ①～⑦（略） ⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、<u>UN R159-00 に適合する装置</u>、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの ア～ウ（略） ⑨～⑰（略） (2)～(3)（略） 7-55-5-1-2（略） 7-56～7-57（略）</p>	<p>幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの ア～ウ（略） ⑨～⑰（略） (2)～(3)（略） 7-55-1-2（略） 7-55-2～7-55-4（略） 7-55-5 従前規定の適用① 令和元年6月30日以前に製作された自動車（平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成29年6月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第4項関係）</p> <p>7-55-5-1 性能要件 7-55-5-1-1 視認等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。 ①～⑦（略） ⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの ア～ウ（略） ⑨～⑰（略） (2)～(3)（略） 7-55-5-1-2（略） 7-56～7-57（略）</p>

新											旧																																																																																																																																																																																																												
7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能 7-58-1 性能要件 7-58-1-1 (略) 7-58-1-2 書面等による審査 (1) ~ (2) (略) [排出ガス非認証車の適用猶予] (3) 平成18年10月1日以降に製作された普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）の排出ガス非認証車であって、車両総重量3.5t（軽油を燃料とする自動車であって、平成19年8月31日以前に製作されたものにあつては、2.5t）を超えるもののうち、次のいずれかに該当するものについては、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ①、③及び⑤の規定は適用しない。（適用関係告示第28条第84項関係） ア～イ (略) ウ ア又はイに掲げる普通自動車及び小型自動車以外のものであつて、 <u>車両総重量5tを超え、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの又は3軸以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの</u> 〔本邦において自動車製作することを業とする者が製作した自動車又は自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であつて外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。〕 (4) (略) 7-58-2~7-58-3 (略) 7-58-4 適用関係の整理 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。（適用関係告示第28条関係） (略)											7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能 7-58-1 性能要件 7-58-1-1 (略) 7-58-1-2 書面等による審査 (1) ~ (2) (略) [排出ガス非認証車の適用猶予] (3) 平成18年10月1日以降に製作された普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）の排出ガス非認証車であつて、車両総重量3.5t（軽油を燃料とする自動車であつて、平成19年8月31日以前に製作されたものにあつては、2.5t）を超えるもののうち、次のいずれかに該当するものについては、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ①、③及び⑤の規定は適用しない。（適用関係告示第28条第84項関係） ア～イ (略) ウ ア又はイに掲げる普通自動車及び小型自動車以外のものであつて、3軸以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの〔本邦において自動車を製作することを業とする者が製作した自動車又は自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であつて外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。〕 (4) (略) 7-58-2~7-58-3 (略) 7-58-4 適用関係の整理 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。（適用関係告示第28条関係） (略)																																																																																																																																																																																																												
7-58-5~7-58-7 (略) 7-58-8 従前規定の適用④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。 適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）											7-58-5~7-58-7 (略) 7-58-8 従前規定の適用④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。 適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）																																																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">区分</th> <th colspan="7">7-58-1-2 (1) ②ア関係</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">規制年</th> <th rowspan="2">識別記号</th> <th colspan="3">適用時期</th> <th rowspan="2">測定モード[*] (単位)</th> <th colspan="4">モード[*]規制値</th> <th rowspan="2">適用関係告示根拠</th> </tr> <tr> <th>新型生産車</th> <th>継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)</th> <th>輸入自動車</th> <th>CO</th> <th>HC</th> <th>NOx</th> <th>PM</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">30</td> <td>3</td> <td>A</td> <td>F</td> <td>(略)</td> <td><u>令4.1.1</u></td> <td><u>令4.1.1</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>B</td> <td></td> <td></td> <td>※2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>L</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											区分				7-58-1-2 (1) ②ア関係							規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値				適用関係告示根拠	新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車	CO	HC	NOx	PM	備考	(略)											30	3	A	F	(略)	<u>令4.1.1</u>	<u>令4.1.1</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	4	B			※2							5	L									(略)	6										(略)	7											<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">区分</th> <th colspan="7">7-58-1-2 (1) ②ア関係</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">規制年</th> <th rowspan="2">識別記号</th> <th colspan="3">適用時期</th> <th rowspan="2">測定モード[*] (単位)</th> <th colspan="4">モード[*]規制値</th> <th rowspan="2">適用関係告示根拠</th> </tr> <tr> <th>新型生産車</th> <th>継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)</th> <th>輸入自動車</th> <th>CO</th> <th>HC</th> <th>NOx</th> <th>PM</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">30</td> <td>3</td> <td>A</td> <td>F</td> <td>(略)</td> <td><u>令3.9.1</u></td> <td><u>令3.9.1</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>B</td> <td></td> <td></td> <td>※2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>L</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											区分				7-58-1-2 (1) ②ア関係							規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値				適用関係告示根拠	新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車	CO	HC	NOx	PM	備考	(略)											30	3	A	F	(略)	<u>令3.9.1</u>	<u>令3.9.1</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	4	B			※2							5	L									(略)	6										(略)	7										
区分				7-58-1-2 (1) ②ア関係																																																																																																																																																																																																																			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値				適用関係告示根拠																																																																																																																																																																																																													
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM		備考																																																																																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																																																																																																							
30	3	A	F	(略)	<u>令4.1.1</u>	<u>令4.1.1</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																												
	4	B			※2																																																																																																																																																																																																																		
	5	L									(略)																																																																																																																																																																																																												
	6										(略)																																																																																																																																																																																																												
7																																																																																																																																																																																																																							
区分				7-58-1-2 (1) ②ア関係																																																																																																																																																																																																																			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値				適用関係告示根拠																																																																																																																																																																																																													
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM		備考																																																																																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																																																																																																							
30	3	A	F	(略)	<u>令3.9.1</u>	<u>令3.9.1</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																												
	4	B			※2																																																																																																																																																																																																																		
	5	L									(略)																																																																																																																																																																																																												
	6										(略)																																																																																																																																																																																																												
7																																																																																																																																																																																																																							
注1~7 (略) 7-58-9 従前規定の適用⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。											注1~7 (略) 7-58-9 従前規定の適用⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。																																																																																																																																																																																																												

新

と読み替えることができる。
適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である普通自動車又は小型自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1-2 (1) ②ア関係							
規制年	識別記号	適用時期				測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考	
(略)												
30	3 A F 4 B 5 L 6 7	(略)	令 4.1.1 ※1	令 4.1.1	/	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)										
		(略)										
		(略)										
		/	/	/	令 4.1.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)												
(略)												

注 1～5 (略)

7-58-10 (略)

7-58-11 従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 4 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の前動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1-2 (1) ②ア関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
(略)											
30	3 A D 4 B Y 5 L 6 7	(略)	令 4.1.1 ※2	令 4.1.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)									
		(略)									
		(略)									
		(略)									

注 1～7 (略)

7-58-12～7-58-15 (略)

7-58-16 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 23 年 9 月 1 日以後に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 22 年 10 月 1 日以後の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑩-1]

旧

と読み替えることができる。
適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である普通自動車又は小型自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1-2 (1) ②ア関係							
規制年	識別記号	適用時期				測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考	
(略)												
30	3 A F 4 B 5 L 6 7	(略)	令 3.9.1 ※1	令 3.9.1	/	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)										
		(略)										
		(略)										
		/	/	/	令 3.9.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)												
(略)												

注 1～5 (略)

7-58-10 (略)

7-58-11 従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、令和 4 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の前動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1-2 (1) ②ア関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
(略)											
30	3 A D 4 B Y 5 L 6 7	(略)	令 3.9.1 ※2	令 3.9.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)									
		(略)									
		(略)									
		(略)									

注 1～7 (略)

7-58-12～7-58-15 (略)

7-58-16 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 22 年 10 月 1 日以後の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 23 年 9 月 1 日以後に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 22 年 10 月 1 日以後の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑩-1]

新

(1) ~ (2) (略)
 [適用表⑫-2]
 (3) (略)
 適用表⑫-1 (略)
 適用表⑫-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	区分			測定モト [*] (単位)	7-55-1-2 (1) ②ア関係					適用関係告示根拠	
		適用時期	モト [*] 規制値			CO	HC	NOx	PM	備考		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車								
(略)												
30	3	C	F	(略)	令 4.1.1 ※1	令 4.1.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	4	D					(略)					
	5	M					(略)					
	6						(略)					
	7						(略)					

注 1~6 (略)

7-58-17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。) であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、適用表⑬-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。) については、適用表⑬-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑬-1]

(1) ~ (2) (略)

[適用表⑬-2]

(3) (略)

適用表⑬-1 (略)

適用表⑬-2 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	区分			測定モト [*] (単位)	7-55-1-2 (1) ②ア関係					適用関係告示根拠	
		適用時期	モト [*] 規制値			CO	HC	NOx	PM	備考		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車								
(略)												
30	3	C	F	(略)	令 4.1.1 ※1	令 4.1.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	4	D					(略)					
	5	M					(略)					
	6						(略)					
	7						(略)					

注 1~6 (略)

7-58-18~7-58-30 (略)

旧

(1) ~ (2) (略)
 [適用表⑫-2]
 (3) (略)
 適用表⑫-1 (略)
 適用表⑫-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	区分			測定モト [*] (単位)	7-55-1-2 (1) ②ア関係					適用関係告示根拠	
		適用時期	モト [*] 規制値			CO	HC	NOx	PM	備考		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車								
(略)												
30	3	C	F	(略)	令 3.9.1 ※1	令 3.9.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	4	D					(略)					
	5	M					(略)					
	6						(略)					
	7						(略)					

注 1~6 (略)

7-58-17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。) であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、適用表⑬-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。) については、適用表⑬-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑬-1]

(1) ~ (2) (略)

[適用表⑬-2]

(3) (略)

適用表⑬-1 (略)

適用表⑬-2 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	区分			測定モト [*] (単位)	7-55-1-2 (1) ②ア関係					適用関係告示根拠	
		適用時期	モト [*] 規制値			CO	HC	NOx	PM	備考		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車								
(略)												
30	3	C	F	(略)	令 3.9.1 ※1	令 3.9.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	4	D					(略)					
	5	M					(略)					
	6						(略)					
	7						(略)					

注 1~6 (略)

7-58-18~7-58-30 (略)

7-59～7-65 (略)

7-66 すれ違い用前照灯

7-66-1～7-66-9 (略)

7-66-10 従前規定の適用⑥

次に掲げる自動車(昼間走行灯を有するものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第22項関係)

①～④ (略)

7-66-10-1～7-66-10-2 (略)

7-66-10-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 7-66-3 (1) (14)を除く。)に同じ。

(2) (略)

7-66-11～7-66-12 (略)

7-67～7-71 (略)

7-72 側方照射灯

7-72-1～7-72-2 (略)

7-72-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第33条の2第3項関係、細目告示第44条第2項関係、細目告示第122条第3項関係)

①～⑤ (略)

⑥ 側方照射灯の照明部の最後縁は、自動車の前端から1,000mmまでの間にあること。

この場合において、運転台より上方に備える装置であって、次のいずれかに該当するものは、当該自動車の前端に含めないものとする。

ア 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブーム等

イ 特種用途自動車に備えるバケット等

⑦～⑩ (略)

(2) 略

7-72-4～7-72-6 (略)

7-73～7-105 (略)

7-59～7-65 (略)

7-66 すれ違い用前照灯

7-66-1～7-66-9 (略)

7-66-10 従前規定の適用⑥

次に掲げる自動車(昼間走行灯を有するものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第22項関係)

①～④ (略)

7-66-10-1～7-66-10-2 (略)

7-66-10-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 7-66-3 (1) (13)を除く。)に同じ。

(2) (略)

7-66-11～7-66-12 (略)

7-67～7-71 (略)

7-72 側方照射灯

7-72-1～7-72-2 (略)

7-72-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第33条の2第3項関係、細目告示第44条第2項関係、細目告示第122条第3項関係)

①～⑤ (略)

⑥ 側方照射灯の照明部の最後縁は、自動車の前端から1,000mmまでの間にあること。

⑦～⑩ (略)

(2) 略

7-72-4～7-72-6 (略)

7-73～7-105 (略)

7-106 後写鏡

7-106-1～7-106-3 (略)

7-106-4 適用関係の整理

- (1)～(3) (略)
- (4) 次に掲げる自動車については、7-106-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。
(適用関係告示第 52 条第 5 項)
- ① (略)
 - ② 令和元年 6 月 18 日から 令和 3 年 9 月 17 日 (内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和 4 年 12 月 17 日) までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア～ウ (略)
 - ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日又は自動車検査証等の発行日が 令和 3 年 9 月 17 日 以前のもの
 - ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が 令和 3 年 9 月 17 日 以前のもの

7-106-5～7-106-7 (略)

7-106-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 5 項)

- ① (略)
- ② 令和元年 6 月 18 日から 令和 3 年 9 月 17 日 (内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和 4 年 12 月 17 日) までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア～ウ (略)
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日又は自動車検査証等の発行日が 令和 3 年 9 月 17 日 以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が 令和 3 年 9 月 17 日 以前のもの

7-106-8-1～7-106-8-3 (略)

7-107～7-122 (略)

7-123 乗車定員

7-123-1 性能要件 (視認等による審査)

- (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。
- ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。(保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項)

7-106 後写鏡

7-106-1～7-106-3 (略)

7-106-4 適用関係の整理

- (1)～(3) (略)
- (4) 次に掲げる自動車については、7-106-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。
(適用関係告示第 52 条第 5 項)
- ① (略)
 - ② 令和元年 6 月 18 日から 令和 3 年 6 月 17 日 までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア～ウ (略)
 - ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日又は自動車検査証等の発行日が 令和 3 年 6 月 17 日 以前のもの
 - ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が 令和 3 年 6 月 17 日 以前のもの

7-106-5～7-106-7 (略)

7-106-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 5 項)

- ① (略)
- ② 令和元年 6 月 18 日から 令和 3 年 6 月 17 日 までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア～ウ (略)
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日又は自動車検査証等の発行日が 令和 3 年 6 月 17 日 以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が 令和 3 年 6 月 17 日 以前のもの

7-106-8-1～7-106-8-3 (略)

7-107～7-122 (略)

7-123 乗車定員

7-123-1 性能要件 (視認等による審査)

- (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。
- ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。(保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項)

<p>関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ UN R44-04-<u>S18</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S18</u> の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。) を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-123-2～7-123-4 (略)</p> <p>7-123-5 従前規定の適用</p> <p>平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係)</p> <p>7-123-5-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。</p> <p>ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ UN R44-04-<u>S18</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S18</u> の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。) を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-124～7-125 (略)</p> <p>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</p> <p>8-1～8-25 (略)</p> <p>8-26 電気装置</p> <p>8-26-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</u></p>	<p>関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ UN R44-04-<u>S17</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S17</u> の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。) を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-123-2～7-123-4 (略)</p> <p>7-123-5 従前規定の適用</p> <p>平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係)</p> <p>7-123-5-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。</p> <p>ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ UN R44-04-<u>S17</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S17</u> の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。) を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-124～7-125 (略)</p> <p>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</p> <p>8-1～8-25 (略)</p> <p>8-26 電気装置</p> <p>8-26-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	---

に備える原動機用蓄電池及び充電系連結システムは、次に掲げる場合において、運転者に対してテルテールによって警告をするものであること。

- ① 原動機用蓄電池又は充電系連結システムに故障が発生している場合
- ② 外部電源により供給される電気を動力源とする自動車であって、内燃機関を有しないものにあつては、原動機用蓄電池の充電残量が低下している場合

(6) (略)

8-26-2～8-26-4 (略)

8-27～8-44 (略)

8-45 座席ベルト非装着時警報装置

8-45-1 装備要件

次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第5項関係)

(略)	(略)
-----	-----

① (略)

② UN R16-08-S2の2.1.4.に定める座席ベルト

③～⑨ (略)

⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及びUN R16-08-S2の15.4.2.に定める座席に備えるもの

ア～イ (略)

8-45-2～8-45-4 (略)

8-46～8-54 (略)

8-55 窓ガラス貼付物等

8-55-1 性能要件

8-55-1-1 視認等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(8-54-1(2)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。

ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係)

①～⑦ (略)

⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、UN R159-00に適合する装置、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の

(5) (略)

8-26-2～8-26-4 (略)

8-27～8-44 (略)

8-45 座席ベルト非装着時警報装置

8-45-1 装備要件

次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第5項関係)

(略)	(略)
-----	-----

① (略)

② UN R16-08-S1の2.1.4.に定める座席ベルト

③～⑨ (略)

⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及びUN R16-08-S1の15.4.2.に定める座席に備えるもの

ア～イ (略)

8-45-2～8-45-4 (略)

8-46～8-54 (略)

8-55 窓ガラス貼付物等

8-55-1 性能要件

8-55-1-1 視認等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(8-54-1(2)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。

ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係)

①～⑦ (略)

⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のため

<p>状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>⑨～⑰（略）</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>8-55-1-2（略）</p> <p>8-55-2～8-55-4（略）</p> <p>8-56～8-125（略）</p> <p>9章～12章（略）</p> <p>別表1～別表9（略）</p> <p>様式1～様式15（略）</p> <p>別添1（略）</p> <p>別添2（4-13関係）</p> <p style="text-align: center;">新規検査等提出書面審査要領</p> <p>1.～5.（略）</p> <p>附則1（略）</p> <p>附則2</p> <p style="text-align: center;">事前提出書面の審査 （技術基準等の審査を要する自動車）</p> <p>1.～3.（略）</p> <p>4. 届出書等の受理等</p> <p>4.1.（略）</p> <p>4.2. 不受理</p> <p>(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。</p> <p>なお、3.2. <u>(5)</u>により提出された場合にあつては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p> <p>①～②（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>4.3.（略）</p>	<p>のカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>⑨～⑰（略）</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>8-55-1-2（略）</p> <p>8-55-2～8-55-4（略）</p> <p>8-56～8-125（略）</p> <p>9章～12章（略）</p> <p>別表1～別表9（略）</p> <p>様式1～様式15（略）</p> <p>別添1（略）</p> <p>別添2（4-13関係）</p> <p style="text-align: center;">新規検査等提出書面審査要領</p> <p>1.～5.（略）</p> <p>附則1（略）</p> <p>附則2</p> <p style="text-align: center;">事前提出書面の審査 （技術基準等の審査を要する自動車）</p> <p>1.～3.（略）</p> <p>4. 届出書等の受理等</p> <p>4.1.（略）</p> <p>4.2. 不受理</p> <p>(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。</p> <p>なお、3.2. <u>(4)</u>により提出された場合にあつては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p> <p>①～②（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>4.3.（略）</p>
---	--

5.～10. (略)

附則 3

事前提出書面の審査

(使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車(用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車))

1.～3. (略)

4. 届出書等の受理事

4.1. (略)

4.2. 不受理

(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。

なお、3.2. (5) により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

①～② (略)

(2) (略)

4.3. (略)

5.～10. (略)

附則 4

**事前提出書面の審査
(特定の被牽引自動車)**

1.～3. (略)

4. 届出書等の受理事

4.1. (略)

4.2. 不受理

(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。

なお、3.2. (4) により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

①～② (略)

(2) (略)

4.3. (略)

5.～10. (略)

第1号様式～第11号様式 (略)

別表第1 (略)

別添 3 (4-14 関係)

並行輸入自動車審査要領

1.～7. (略)

8. 現車審査

5.～10. (略)

附則 3

事前提出書面の審査

(使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車(用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車))

1.～3. (略)

4. 届出書等の受理事

4.1. (略)

4.2. 不受理

(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。

なお、3.2. (4) により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

①～② (略)

(2) (略)

4.3. (略)

5.～10. (略)

附則 4

**事前提出書面の審査
(特定の被牽引自動車)**

1.～3. (略)

4. 届出書等の受理事

4.1. (略)

4.2. 不受理

(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。

なお、3.2. (3) により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

①～② (略)

(2) (略)

4.3. (略)

5.～10. (略)

第1号様式～第11号様式 (略)

別表第1 (略)

別添 3 (4-14 関係)

並行輸入自動車審査要領

1.～7. (略)

8. 現車審査

8.1.～8.2. (略)
 8.3. 排出ガス試験結果成績表
 (1) 排出ガス試験結果成績表に記載されている一酸化炭素等発散防止装置、変速機は、当該並行輸入自動車のものと同じでなければならない。

この場合において、排出ガス試験結果成績表中の変速機の別は、次のとおりとする。

①～② (略)

(2)～(3) (略)

8.4.～8.9. (略)

9. (略)

別表第1～別表第3 (略)

第1号様式～第5号様式 (略)

第6号様式 (別添3の6.12.5.関係)

1 / 2

年 月 日

技術基準等宣言書

次に掲げる事項について宣言いたします。

1. (略)

2. 技術基準等の適合性を証する書面等

1. の自動車に適用される保安基準で定める技術的要件について、下表の該当する書面等にレ点 (複数ある場合は複数) を付した書面等を技術基準等への適合性を証する書面等とし、保安基準で定める技術的要件が適用されない場合は、該当なしにレ点を付します。

保安基準	技術基準等の適合性を証する書面等
(略)	(略)
第10条 操縦装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Ⓔマーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input checked="" type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし
(略)	(略)

2 / 2

8.1.～8.2. (略)
 8.3. 排出ガス試験結果成績表
 (1) 排出ガス試験結果成績表に記載されている一酸化炭素等発散防止装置、変速機、減速比 (書面審査により確認したものを除く。)は、当該並行輸入自動車のものと同じでなければならない。

この場合にあって、排出ガス試験結果成績表中の変速機の別は、次のとおりとする。

①～② (略)

(2)～(3) (略)

8.4.～8.9. (略)

9. (略)

別表第1～別表第3 (略)

第1号様式～第5号様式 (略)

第6号様式 (別添3の6.12.5.関係)

1 / 2

年 月 日

技術基準等宣言書

次に掲げる事項について宣言いたします。

1. (略)

2. 技術基準等の適合性を証する書面等

1. の自動車に適用される保安基準で定める技術的要件について、下表の該当する書面等にレ点 (複数ある場合は複数) を付した書面等を技術基準等への適合性を証する書面等とし、保安基準で定める技術的要件が適用されない場合は、該当なしにレ点を付します。

保安基準	技術基準等の適合性を証する書面等
(略)	(略)
第10条 操縦装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Ⓔマーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし
(略)	(略)

2 / 2

(略)	(略)	(略)	(略)
注：(略)		注：(略)	
3. (略)		3. (略)	
第 7 号様式～第 14 号様式 (略)		第 7 号様式～第 14 号様式 (略)	
別紙 (略)		別紙 (略)	
別添 4～別添 16 (略)		別添 4～別添 16 (略)	

附則 (令和 3 年 8 月 31 日規程第 8 号)

この規程は、令和 3 年 8 月 31 日から施行する。